

[翻 訳]

植民地下台湾の弾圧と抵抗
……日本植民地統治と台湾人の政治的抵抗文化……

原題：日本殖民統治者の法律鎮壓與台湾人的政治反抗文化

Tay-sheng Wang, Legal Suppression of the Japanese Colonial
Ruler and Taiwanese Resistance Culture

国立台湾大學法律学院教授 王 泰 升
Tay-sheng Wang

訳者 鈴木 敬 夫
Keifu SUZUKI

目 次

1. はじめに
2. 日本統治前期の政治的抵抗者に対する軍事上および司法上の弾圧
 - (1) 政治的抵抗形態およびその原因
 - (2) 台湾の政治的抵抗者に対して日本がとった法律対策
 - (3) 軍事鎮圧が刑事司法制裁より多かった「恐怖政治」
 - (4) 西来庵事件に対する刑事的制裁および恐怖・威嚇措置
3. 日本統治後期における政治刑法および政治的異議者
 - (1) 政治抵抗形態およびその原因
 - (2) 台湾議会事件に対する司法制裁
 - (3) 台湾における治安維持法の適用状況
4. 戦後における日本統治期の抵抗経験の遺産
 - (1) 外来の中国内地人への抵抗
 - (2) 日本統治時期の政治抵抗モデルの再現と終結

5. むすび

※原著者紹介

※訳者あとがき……「匪徒刑罰令」の人道に対する犯罪

目次

1. 序言……問題の所在
2. 植民地台湾における匪徒刑罰令の性格
 - (1) 匪徒刑罰令の史的背景
 - (2) 台湾総督府臨時法院判例にみる匪徒刑罰令の適用
3. 結びにかえて……人道に対する犯罪

1. はじめに

1919年、朝鮮では三・一運動が勃発し、参加者は公然と「大韓独立万歳」を叫んだ。朝鮮半島の211箇所で、1,542回のデモ活動が行われ、合計200万余人が街頭に溢れ、25,000余人の死傷者を出し、5,000人が逮捕された。⁽¹⁾デモは最終的には、日本植民地統治者によって無慈悲に弾圧されたわけであるが、この「独立のための闘争」が朝鮮人民の抗日主軸になる契機を確立した。⁽²⁾4年後の1923年には、同じ日本帝国の植民地であった台湾でも影響が全島におよび「台湾議会事件」（通称「治警事件」と呼ばれる）が起きたが、この事件にからんで台湾人の政治に異議をもつ者たちが訴えたのは、植民地議会の設立だけであり、住民の選挙による植民地行政長官の選出は要求しなかった。したがって、この運動は不完全な「自治」の主張に過ぎず、また表面的にも「独立」とは無関係なものであった。⁽³⁾なぜ、当時の台湾における抗日の主流が「独立」を要求しなかったのか？⁽⁴⁾あるいは、「独立」の主張をもって社会のなかに存在していた日本政府に不満を感じずる人びとを動員しなかったのか？日本の「外来政権」に対するこのような態度⁽⁵⁾、すなわち当時の政治的抵抗運動の基本的認知が形成された原因を究明するためには、日本の台湾統治初期の歴史にまで遡る必要があり、その影響は1930年および1949年代に及び、延いては戦後においてもその影響が残った。以下では、研究の対象を法律の歴史にしぼって、時間の前後順に則して、発生した重

大な政治事件および統治当局がとった法律上の対処を縦に、当時の思潮あるいは政治、社会条件などを横にして、50年にわたる日本の台湾植民地統治および法律的措置が、戦後における台湾人民の外来統治者に対する抵抗精神と行動策略——すなわち、「政治的抵抗文化」——の形成にどのような影響をおよぼしたか、を分析するものである。⁽⁶⁾

台湾の人口移住の歴史はきわめて複雑であり、一時的に留まった種族あるいは永住する種族は少なくない。議論を厳密にするためには、まず本文で述べている「台湾人」に対して定義を下す必要がある。日本統治期(1895~1945年)から議論をはじめると、当時の人が理解していた「台湾人」の概念を基準にしなければならない。すなわち、日本が台湾を統治する以前に中国大陆から移住してきた漢人、およびすでに漢化された平埔族の原住民を含む、日本統治期間中に「本島人」と称された台湾人口の約90%を基準にすべきであろう。したがって、当時台湾に住んでいた日本人(法律的には「内地人」と高山族の原住民は台湾人に含まれない。したがって、1930年の「霧社事件」は議論から除かれる。⁽⁷⁾このように分類するのは、原住民族のもっていた台湾在住漢族と異なる歴史的経験を尊重するためである。本文のなかで述べる第二次大戦後の「台湾人」には、戦後、中国大陆から移住した日本の植民統治を受けなかった「外省人」は含まれない。したがって、その範囲は今日の「台湾人民」と同一ではない。上記の定義に合致する「台湾人」を「原台湾人」と呼ぶことも可能である。すなわち、いまの福佬人、客家人は、戦後台湾人口の約85%を占めている。このように定義するのは、本文の議論を展開するためにも必要であるだけでなく、外省族群がもっていた他の族群と異なる歴史的経験を尊重するためでもある。たとえば、中国大陆から渡って来た中国国民党(以下では国民党と略す)によって構成された統治集団は、もともとから台湾に住んでおり日本統治下にいた台湾の福佬、客家、原住民などの三つの族群からすれば「外来政権」であるが、中国大陆に住んでいた外省族群からすれば、そうではない。⁽⁸⁾

- * 本論文「日本殖民統治者の法律鎮壓與台湾人的政治反抗文化」の初稿は、植民地法制研究会主催の「植民地支配下の法と文化：三一運動 85 周年記念」国際シンポジウムで発表された。Portland State University, Oregon, USA、2004 年 3 月 3～5 日。

註

- (1) 呉三連、蔡培火等著『台湾民族運動史』（台北：自立晚報、民国 76 年）80 頁参照。註 1；鄭肯植、"The Legal System of Colonial Chosun and the March First Movement"、「植民地支配下の法と文化：三一運動 85 周年記念」国際シンポジウムに掲載。
- (2) しかし、朝鮮人民の内部でも自由主義を採るべきか、社会主義を採るべきかの議論は存在していた。本文は、確かに意識的に台湾と同じく日本帝国の統治下における朝鮮の状況を比較しようとしたが、時間と紙面の関係もあり、朝鮮植民地当時の法制と適用については、余り論述していない。台湾と朝鮮両植民地における法制面の比較に関しては、Edward I-te Chen, "Japanese Colonialism in Korea and Formosa; A Comparison of Its Effects upon the Development of Nationalism," Ph. D. diss., University of Pennsylvania, 1968; Edward I-te Chen, "Japanese Colonialism in Korea and Formosa: A Comparison of the Systems of Political Control," Harvard Journal of Asiatic Studies, no. 30 (1970), pp.126-158; Edward I-te Chen, "Japan: Oppressor or Modernizer?" in Andrew C. Nahm ed. Korea under Japanese Colonial Rule: Studies of the Policy and Techniques of Japanese Colonialism (The Center for Korean Studies, Institute of International and Area Studies, Western Michigan University, 1973)を参照されたい。
- (3) 周婉窈著『日據時代の台湾議會設置請願運動』（台北：自立報系文化出版社、民国 78 年）52 頁、83 頁、95 頁参照。1920 年代に自由で民主的な立憲主義思想をもっていた台湾における政治的異議者の最も激しい政治的主張は「台湾憲法」の制定であった。しかも、それは日本の台湾に対する主権を前提とした「植民地憲法」であり、台湾を一個の独立した国と見るものではなかった。王泰升「日本統治期における台湾憲法史初探」、『台湾法律史の成立』245 頁参照。（台北：自刊、1997 年）
- (4) 台湾共産党は、かつてコミンテルンの弱小民族を扶助する立場をとって「台湾民族」の独立を訴えたが、日本統治下では主流にはなれなかった。
- (5) いわゆる「外来政權」とは、本地台湾以外から既成の統治組織と成員もってきて統治を行うことである。ここでは、分析概念として説明するだけにとどめ、概念自体に対する価値判断をしていない。王泰升著『日本統治時期における台湾の法律改革』（台北：連経出版社、1999 年）29 頁参照、註 14。本書の英

語版は、Tay-sheng Wang, *Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule (1895-1945): The Reception of Western Law* (Seattle, WA; University of Washington Press, 2000)、以下では、台北で出版された中国文版を引用する。

- (6) 「政治抵抗文化」とは、政治権威への抵抗に関する価値観と処世態度を指す。辜顕榮の名言「太平犬になろうとも、乱世の民にならぬ。」⁹⁾「寧為太平犬、不倚做乱世民」は一つの価値観である。政治に反抗する行動に対して内心的には喜ぶが、表面的には公然と表わさない。いわゆる「我が家はあってはならぬ。しかし、我が族はなければならぬ」「我家不可有、我族不可無」のような態度も、一種の処世態度である。呉三連、蔡培火等著『台湾民族運動史』(前掲)、35頁、177頁～178頁参照。
- (7) 日本統治期における各族群の定義、人口数および法律上の呼称に関しては、王泰升著『日本統治時期における台湾の法律改革』(前傾) 16頁～20頁を参照されたい。
- (8) 外省族群が中国の民国時代にどのような形で政治的権威に抵抗し、どのような「政治的抵抗文化」を形成したか、そして彼らが台湾に移住した後に、与党の国民党との密接な関係の下で政府に余り反対しなかった態度などは、本文の主旨、すなわち、日本の台湾における統治と当時の台湾住民の歴史経験への検討から外れるため、議論しない。しかし、文末で、今日の台湾人民の政治的抵抗モデルを論ずる際には、外省族群をも念頭に入れたい。

2. 日本統治前期の政治的抵抗者に対する軍事上および司法上の弾圧

(1) 政治的抵抗形態およびその原因

日本は、清朝政府との間に国際法の規定によって締結された台湾割譲条約があったが、実は1895年に軍隊を動員して5ヶ月もの戦闘を通じて、ようやく台湾島を占領したものである。⁹⁾しかし、清軍が台湾から逃走した状況下で、台湾本土人だけで結成された地方勢力を主力とする「民兵」武装勢力は、ゲリラとしてひき続き日本人と戦った。日本は、1902年になって、ようやく武装勢力の抵抗を鎮火した。しかし、1907年以後、個別的な武装抗日事件がまた活発になった。後述するように1915年の「西来庵事件」はその代表的事件である。¹⁰⁾これらの台湾人の政治的抵抗者たちは、はたして何のために戦ったのであろうか？

漢族の移民としての台湾人には、当然「華夷の区別」があり、外来統治者である日本人、すなわち「夷」である日本人に対して好感をもっていなかった。もちろん、日本が統治する以前にも満州族が建設した清朝の統治を受けたが、台湾の漢人の大多数は、清朝政府の統治を受けていた中国から台湾に来た点もあって、また、清朝が主に漢族の官僚を起用し、漢族の法によって台湾を治めたため、一般の庶民は、統治階級が文化の異なる異民族であることについてあまり気づかなかった。相対的に、日本から来た統治者に対しては、同じ民族でないことに気づき、排斥しようとする気持ちはあった。日本統治初期の台湾抗日リーダは、つねに「清朝皇帝」の名を借りた。すなわち、漢人に慣れている「天朝体制」の伝統に頼っていた。しかし、台湾社会と中国政権の断絶関係が長くなるにともない、1907年以降の抗日事件において、台湾の数多くの指導者は自ら皇帝と名乗るようになった。⁽¹¹⁾

当時の台湾には、西洋からきた「民族主義」(Nationalism)の観念がほとんど存在していなかった⁽¹²⁾。清朝の統治下において、台湾には単一市場がなく、いくつかの小さい地区に分割されていた。それゆえ、台湾人の抗日運動は各地で発生したが、各地域をまたがる連携もなく、全島的な指導者もいなかった。換言すれば、根本的にいうと「共同体意識」が欠けていたばかりか、むしろ清朝統治以降の「漳州人」、「泉州人」、「客家人」のような排他的族群意識が残っており、「台湾人」という概念は、台湾に住んでいた人が日本に統治されてから、日本人と区別する意味でしだいに形成されたものである。⁽¹³⁾ この点では、何千年ものあいだ一つの政治的共同体を構成して、日本に併合される以前からながく民族主義の影響を受けていた朝鮮人とは大きく異なるものである。

この時期の武装抗日活動は、むしろ清朝統治時期における“武力抗官”“武力で官吏に対抗する”スタイルの延長に過ぎなかった。1895年から1902年のあいだ武装抗日活動の指導者は、大体が鉱山主、農場主、富商などの著名な資産家であって、往々にして村民と共同の利害関係をもっているために、彼から尊敬と庇護を受けていた。地方の知識人階層によ

る抗日活動は稀であった⁽¹⁴⁾。事実上、指導者の多くは、最初から抗日の旗を掲げたわけではない。むしろ、日本軍隊を歓迎した者もあり、日本の劣悪な政治によって利益が害されたか、日本軍隊の残虐な行為に心から不満を抱いたか、あるいは悲惨な不幸に遭ったなどの理由で、ようやく政府に抵抗するようになったものであった。この点からいうと、清朝統治期の官庁の圧迫に対する武力的抵抗、すなわち、「民変」と呼ばれたものと異なるところはない。異なるのはただ、抵抗の相手が「日本」政府であったために、「抗日」と呼ばれたことと、村民の郷土を守ろうとする感情を他民族に対する敵意に利用しただけであった。⁽¹⁵⁾そして、清朝統治期と同様に、民間の宗教信仰をもって政府に抵抗する力を固める手段として利用した者は少なくなかった。とくに、1907年から1916年までの武装抗日活動はそのようなものである。⁽¹⁶⁾漢人の伝統からすると、武力で官吏に抵抗するさい、極端な場合は、「替天行道」「天に代わって道を施す」を理由に、己を天子と名乗って「改朝换代」を実現しようとするのである。

註

(9) 日本軍は1895年5月29日、台湾本島北端の奥深く上陸し(澎湖はその前に既に占領された)、同年10月21日、日本軍はさらに台湾南部の政治の中心である台南城に進入して、元の清軍から構成された「台湾民主国」軍隊を瓦解させるまで戦争は続いた。

(10) 王泰升著『日本統治時期における台湾の法律改革』(前掲)228頁～232頁、242頁～243頁。翁佳音著『台湾漢人の武装抗日史研究(1895～1902)』(台北：国立台湾大學、民75年)91頁参照。

(11) 翁佳音(前掲)138頁～147頁参照。

(12) 台湾地域の人民を一つの国族と見る「台湾国族主義」もなければ、中国大陸及び台湾地域の人民を一つの国族とみる「中国国族主義」もない。唯一の例外は、1913年の羅福星事件である。羅福星は孫文の中国民族主義の影響を受けており、彼の追隨者は台湾本地人以外に、多くは台湾の中国人(華僑)であった。山辺健太郎編『現代史資料：台湾(一)』(東京：みすず書房、1971年)36頁～44頁参照。「国族主義」に対する翻訳に関して、筆者は西洋のナショナリズムが強調するのは、「同族意識」のアイデンティティ以外に、「近代型国家」すなわち、近代西洋の主権独立の国家を建設しようとする政治的主張が相俟って、一つの「同族者の国家」を建設しようとするイデオロギーである、と考え

る。「民族主義」は語感的に「同族意識」を鼓吹するように思われるため、「天朝体制の文化民主主義的」民族主義と「西洋の影響を深く受けた」民族主義に分けるべきだと主張する学者もいる。翁佳音（前掲）138頁参照。筆者の浅見では、西洋から来た意味を直接「『国』族主義」と称することにより、種族、文化から出発した漢族の「華夷の区別」意識と区別すべきではないかと思われる。

(13) 翁佳音（前掲）8頁、42頁、46頁、98頁、138頁参照。

(14) 台湾の士紳階級が抗日の指導者層と離れており、朝鮮の「両班」儒生が1895～1909年の間ずっと「衛正斥邪」の抗日活動を積極的にリードしたことや、ベトナムの知識人が1896年後にも「勤皇運動」、すなわち「文紳蜂起」をリードしたことに異なる。その理由は、漢族移民の新しい開発地であった台湾の士紳の力は、そもそも大きくなかったことと、条約によって台湾人は国籍を選ぶことができ、多くの知識人は功名を求めて清朝中国に戻ったことである。前掲書、98頁～110頁、156頁～158頁参照。王泰升著「日本統治時期における台湾の法律改革」（前掲）40頁～41頁参照。

(15) 翁佳音（前掲）注135頁～136頁、151頁～156頁；王泰升著『日本統治時期における台湾の法律改革』（前掲）38頁～39頁参照。注35。

(16) 翁佳音（前掲）注163頁～167頁参照。

(2) 台湾の政治的抵抗者に対して、日本がとった法律対策

台湾人の凝集する地域における日本軍への武力攻撃あるいは公官庁への抗日方式に対して、台湾総督府はさまざまな刑事法規を作って対応した。代表的な法規は、1898年に制定された「匪徒刑罰令」である。この法令によると「何等の目的を問わず、暴行又は脅迫を以て其の目的を達するため多衆結合した」者は、直ちに「匪徒罪」を構成するものである。すなわち、政治目的ではなく集団的に強盗行為を行った本当の強盗も「匪徒」の範囲に属させた。⁽¹⁷⁾ 日本統治当局は、そうした事情をよく知っていたながら、政治的抵抗者の名声を汚すため、すなわち「汚名化」のために、政治的抵抗者を強盗集団と同一視したのである。⁽¹⁸⁾ さらに、各種の匪賊行為は容易に死刑に処された。その効力は、この法令が公布される前の行為にまで遡った（行為時において有効な日本刑法典によって処理されたならば、刑が軽い）。

同時に、抗日行為の存否を調査することなく、一律に血生臭い鎮圧を

行い、軍を後盾にして、警察部門が「匪徒」の肅清を行ったのである。そして、中華帝国の犯罪者の隣人まで連帯して処罰する「保甲」制度を利用して、「事件に巻き込まれたくない」一般民衆に武装抗日者を庇護させないようにして、彼らを孤立無援化させた。刑事訴訟手続の面では、1896年に、すでに設置されていた「臨時法院」が「地域管轄」の制限を受けず、一審手続を以て処理した。そして、二審制をとる普通法院で匪徒罪をすみやかに審理するために、1899年には、台湾人あるいは中国人が犯した重大犯罪に対しては、予審手続を経ることなく直ちに公判できると定め、続いて1901年には、重大犯罪に属する匪徒罪事件については、職権を以て被告に弁護士を選任させなくてもよいとする規定を作った。⁽¹⁹⁾

しかし、臨時法院が日本の台湾人政治抵抗者に対する司法的鎮圧の過程で起こした役割は、それほど重要なものではなかった。司法事件の統計によると、抗日ゲリラ戦が比較的に活発に行われていた1902年以前の匪徒事件では、その大多数は普通法院によって処理されている。1902年を例にとれば、匪徒罪の被告は地方法院で5割から7割が死刑に処されている。この間に臨時法院は2回しか処理していないが、刑罰も普通法院と大きな変化がなかった。1907年以降になって、個別的な政治抵抗事件に対する処理において、臨時法院はようやく大きな役割を果たし、匪徒罪を審理する主力になった。しかし、「土庫事件」と「六甲事件」について臨時法院は開設されず、普通法院によって処理された。⁽²⁰⁾

註

(17) 上田恒三郎著『台湾刑事司法政策論』（台北：台湾日日新報社、大正5年）176頁参照；実例に関しては台湾総督府覆審裁判所編『覆審裁判所判例全集』（台北：伊藤正介、大正9年）374頁に収録されている、明治34年控刑字第29号、30号判決を参照されたい。

(18) 任期内に台湾人の武装抗日を効果的に抑えた児玉総督は、日本軍隊の幹部に訓示する際に、いわゆる「匪賊」は実は本当の強盗ではなく、日本政府の不当な施政に反抗する政治的抵抗者であることを明確に指摘している。日本統治時期の警察機関内部参考用の『警察沿革誌』も1895年～1902年の間の「匪賊」を三つに分け、「真正な意味での地方の盗賊」は、その一部に過ぎないと記し

ている。翁佳音(前掲)143頁、150頁～151頁参照。

(19) 詳しくは、王泰升著『日本統治時期における台湾の法律改革』(前掲)102頁～103頁。英語世界の読者は Tay-sheng Wang, *Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule (1895-1945)*, pp.110-111. を参照することができる。

(20) 事件数を含む、詳細については、王泰升(前掲)232頁～236頁、243頁～244頁、もしくは英語訳107頁～110頁、112頁～113頁を参照されたい。

(3) 軍事鎮圧が刑事司法制裁より多かった「恐怖政治」

1902年以前の台湾における政治的抵抗者の大多数は、司法手続きを待たず処刑された。臨時法院制度が施行されたとはいえ、1896年半ばから1898年初めまでの台湾人の武装抵抗に対して、日本の軍隊、憲兵、警察は戦場で撃殺するか、あるいは逮捕した後に直ちに殺して、正当な司法手続きはまったく行われなかった。1898年に制定された匪徒刑罰令は、司法手続きをもって抗日者を裁こうとする意思はみられるが、日本の統治者は、相変わらず台湾人の抵抗者を「殲滅」の対象となる「敵軍」とみなし、「再生」できる「犯人」としては扱わなかった。したがって、1898年に至っても、なお「討伐隊」が村を包囲して、成年男子のすべてを呼び出して、密偵が作った「土匪名簿」によって抗日の疑いのある238名の者を殺害した事件があった。すでに日本政府に従順しようとした者に対してさえ、軍警に対する抵抗を誘い、後に殺害した。1902年、日本当局は軍隊の砲撃支援を得て、狙いを定めていた、すでに「帰順条件準許証」をもっていた南部抗日軍の前首領であった林少猫を殺害した。日本政府の統計によれば、1895年から1902年の間殺された「匪徒」(真正の強盗を含む)のなかで、四分の一しか正式な法律手続を得ていない。⁽²¹⁾要するに、日本政権は恣意的な殺人を惜しまず、その統治に反抗する台湾人を威嚇したのである。

不完全な計算によると、日本が軍隊の力で台湾人の抵抗を制圧した1895年～1902年の間に、32,000人の台湾人、すなわち台湾総人口の百分の一が日本統治者に殺された。平均的にみて、25人に1人の若い台湾人

男性が抗日活動で死んだことになる。⁽²²⁾ このことからみても、外来侵略者に対する台湾人の抵抗がいかに強いものであったのか判然とする。しかし、犠牲者がこのように多かったにもかかわらず、ビジョン（希望）がまったく見えなかったことは、人びとの心のなかに耐え難いダメージ（打撃）を与えたからではあるまいか？

註

(21) 詳しいことは、前掲註 236 頁～237 頁、239 頁～240 頁参照。Tay-sheng Wang, id., pp.107-110, 112-113.

(22) 黄昭堂著『台湾総督府』（黄英哲訳、台北：自由時代出版社、1989 年）、93 頁；向山寛夫著『日本統治下における台湾民族運動史』（東京：中央経済研究所、1987 年）、288 頁。

(4) 西来庵事件に対する刑事的制裁および恐怖・威嚇措置

日本統治者が台湾で匪徒刑罰令を適用した最後の事件は「西来庵事件」である。1915 年、警察に勤めた経歴があり、流浪者とみなされ台東管訓に移送されたこともある余清芳は、羅俊と江定二人とともに、台南にある西来庵を利用して、反日思想を伝播し、台湾にまもなく新しい皇帝が出現して日本人を駆逐すると、神の御守り証をもっている者は身を護り銃弾を避けることができる、と宣伝した。余清芳は「諭告」のなかで、「大明慈悲國奉旨本台征伐天下大元帥」、「聖神仙佛、下凡傳導……倭賊到台二十有余年已滿、氣數將終、我朝大明國運初興、本師奉天、舉義討賊、興兵伐罪」等と述べている。同年の 5 月から、日本当局は余清芳等三人を捜索し始め、6 月に羅俊を逮捕したが、7 月に余清芳と江定は群衆を率いて礁吧岬一帯の警察派出所を攻撃し、数十名の警察、官吏および家族を殺した。総督は援軍を増派して、8 月には余清芳が逮捕され、翌年（1916 年）の 4 月、江定は勧誘を受けて日本軍に降服した。⁽²³⁾

台湾総督府は、1915 年 5 月から台湾南部地方法院に臨時法院を開設して匪徒罪の被告を審理する準備を行い、8 月末から 10 月末までの間に余清芳と部下を公開審理した。台湾南部臨時法院に移送された者のなかで、303 人が検察官に不起訴処分を受けたが、起訴された者は 1,430 人の

ぼった。法院の判決の結果は、死刑 866 人（約 60%）、有期懲役 453 人（その中で 15 年以上が 18 人、12 年以上が 63 人、9 年以上が 372 人）、無罪が 86 人であった。処刑が余りにも酷かったので、日本帝国議회를驚かせ、日本政府は大正天皇の即位を理由に恩赦を行い、死刑が確定した者のなかで既に執行された 95 人（余清芳を含む）以外に対して減刑した。そのほか、江定等の合計 272 人に対しては、臨時法院が既に閉ざされたので台南地方法院で一般刑事訴訟手続によって審理を行い、221 人に対して不起訴処分にした。起訴された者 51 人のなかで、37 人を死刑（江定含めて）に処し、また 12 人（約 4%）に対して 15 年以上の有期懲役に処した。こうしてみると、日本統治当局が打撃の面を縮めたとはいえ、抗日活動の指導者に対してはなんら手を緩めなかったことが分かる。江定が降服するさい、死刑を免除することを約束したが、逮捕後には「国家法の威信が害される」ことを理由に、約束を履行しなかった。⁽²⁴⁾

無差別な殺戮で一般の民衆を威嚇し、蜂起した者を「めんどろな邪魔者」とみなすようにさせたのも、日本政権のもう一つの鎮圧手段であった。西来庵事件中、噂話によると日本軍警が噍吧呷付近の村民に対して、余清芳を「匿った」ことを理由に、「噍吧呷大殺戮」行動を行い、その殉難者は数千人にのぼったといわれる。⁽²⁵⁾ 噂話の真偽と死傷者数などは確認できないが、⁽²⁶⁾「噂話」が一般人の心に恐怖をもたらしたことは確かであろう。⁽²⁷⁾ たぶん、日本植民統治当局がもっとも願ったことは、台湾人のこのような心理状態であったから、否定も肯定もしなかったであろう。

註

(23) 山辺健太郎編『現代史資料：台湾(1)』、2 頁～67 頁、79 頁～81 頁参照；王詩琅「日据時代の台湾」、林銜道責任編集『台湾史』（台中：台湾省文献委員会、民国 66 年）、676 頁；遠流台湾館編集『台湾史小事典』（台北：遠流出版社、2000 年）122 頁～124 頁。

(24) 山辺健太郎編（前掲）73 頁～85 頁。

(25) 王詩琅著『日据時代の台湾』676 頁；史明著『台湾四百年史』（San Jone, Ca., Paradise Culture Association, 1980）、447 頁～448 頁。

(26) 遠流台湾館編集『台湾小事典』122 頁参照。

(27) 周婉窈著『日据時代の台湾議会請願運動』（前掲）8 頁～9 頁；呉三連、

蔡培火等著『台湾民族運動史』35頁、175頁参照。

3. 日本統治後期における政治刑法および政治的異議者

(1) 政治抵抗形態およびその原因

前述のように、日本当局の残酷な鎮圧経験を経たため、1923年「台湾議会事件」が起きたさい、台湾社会は不安に覆われた。⁽²⁸⁾しかし、以下で述べるように、結果はそれほど残酷ではなかった。その原因は、台湾人の政治エリートはすでに、日本の植民地統治に対する抵抗目標と策略を予め設定していたからである。これらの変化はなお、日本植民統治後期の台湾社会の客観的、主観的条件の変化に起因したものである。

客観的に、台湾の政治的共同体が盛んに形成された。1908年の鉄道の開通によって、独立していた台湾島西部の各地域は互いに繋がり、行き来が頻繁になってきた。同じ漢字を使用していたが、異なる言葉を使っていた福佬人(漳州人、泉州人を含む)と客家人は、国家の教育を経て、しだいに外来の言葉である日本語を理解するようになった。さらに重要なことは、清朝末期に現れた「省」の行政区域を維持したことによって、台湾全島と澎湖は一つの政治単位になって、明治憲政体制下の「内地」と異なる「台湾地域」を構成し、「総督」と呼ばれる権威人者の統治を受け⁽²⁹⁾(最終的には日本帝国政府の指揮下におかれていた)、さらに法律的に福佬人、客家人、平埔族は「本島人」と言われるようになり、「内地人」とは異なる待遇を受けたことである。⁽³⁰⁾

主観的面的での変化は、教育および文化事業の影響から起因するものである。日本統治者の動機は、植民地人の素質を高めるためであったが、確かにそれは台湾人が日本が西洋から導入した近代知識に接する機会になった。とくに、1910年から台湾人は、日本内地に次々と留学して新しい近代思想を全面的に学んだ。⁽³¹⁾しかし、日本国家の教育を受けた者と、とくに教育を受けていなかった一般民衆との差別、すなわち、一般民衆はまだ「漢族意識」をもっていたので、日本人によってひどい差別を受けた。このような状況下で、人びとのアイデンティティーはどうだった

のか。「台湾に住んでいる一群の一人」であるものが、「台湾人」であったともいえよう。しかし、一般人（漢人）は、近代型の主権国家にまだ親近感がなかったので、一つの主権をもった独立した「国族国家」（nation-state、国民国家）の形成に対しては、まだ確固とした信念がなかった。すなわち、「民族認同」（national identity）が欠如していたのである。

したがって、近代教育を受けた一部分の台湾人の政治的異議者は、台湾の民族アイデンティティーを高めようとしていた。そして、西洋の自由主義憲政体制を未来の国家ビジョンと考えていたのである。一般の台湾人もこのような理念をもっていたとは限らなかったが、日本政権の20年近い恐怖・威嚇によって、人びとは既に鬱憤を抱えながらも闘志を失っていた。したがって、彼らには「漸進的」、「迂回的」な政治目標と策略をとらなければならなかった。すなわち、まずは外来の既存法政体制の下で、「可能なかぎり自治」を実現して日本統治当局の鎮圧力を治めることによって、威嚇されていた民衆が「政府に反対」するデモに参加するように誘導し⁽³²⁾、さらにはこれを拡大しようとしたのである。

上記のような「妥協」的態度は、台湾人が島内で行う抗日活動が「外からの援助」が全くなかった事情を考慮したのかもしれない。日本政権に圧迫されていた台湾人は、つねに同じく漢族を主とする、「中国」——清朝であろうが、中華民国であろうが——に対して「救援」を期待していた。日本統治前期における余清芳事件を含めた数少なくない武装抗日活動において、「清軍」、「清国官兵」（清朝が滅びた後でさえ、このように呼んでいた）あるいは「中国革命党」、「中国軍隊」が台湾を取戻すとか、軍事的援助をしてくれるなどと宣言したが、実際にはそのようなことはなかった。⁽³³⁾ 1920年代以降の「体制内改革」派の指導者であった林献堂が、1910年に中国政界の著名な梁啓超と面会したとき、梁氏は「30年内に中国はあなた達（台湾人、筆者注）を助ける力がない。アイルランド人がイギリスに抵抗した経験を模倣する方が最善かもしれない。アイルランド人は、最初は暴動を起こしたが……ついに全部鎮圧され、その後

に策略を変えて、イギリスの朝野と結託して圧力をますます緩めるようにさせ、参政権を得て、イギリス人と対抗することができた。」林献堂の通訳であった甘得中も、1913年に中国国民党の要人であった戴季陶(天仇)に、中国は「10年以内に台湾を助ける力がない」から、日本中央の実力者と結びつき台湾総督府の政策を制限するように提案させた。⁽³⁴⁾ 諷刺的なことに、1920年代における台湾の政治反対運動の「外からの援軍」は、確かに台湾人を同情していた日本内地の政治界の人物あるいは学者であって、決して中国からきた者ではなかった。⁽³⁵⁾ まさに、中国からの実質的協力がなかったために、1924年ごろ、中国上海に留学していた一部の台湾人は、「親愛なる中国人よ、我々(上下の文脈から台湾民族を指すと思われる)の自治運動を助けてくれ」、「我われの国を失われた台湾同胞の自律独立運動を助けてくれ」⁽³⁶⁾ と大声で連呼したことだろう。そして、1934年に「衆友会」という秘密組織が武力で日本の植民地政権を覆そうとして中国国民党に援助を求めたところ、国民党は口先だけで実際の援助は何一つしてくれなかった。⁽³⁷⁾ 1937年に、日本との戦争が始まった後、台湾の抗日者に対する既往の政策を変えようとしたが、すでに時期を失っていた。戦争当時、台湾島内で警察によって捏造されたいくつかの抗日事件はあるにはあったが、抗日活動は実質的には鎮まっていた。⁽³⁸⁾

ここで繰り返し述べなければならないことは、台湾における一部の政治的異議者は、「被圧迫民族の解放」を理論的根拠に、中国の勢力を含むコミンテルンの力⁽³⁹⁾を借りて、台湾民族の独立を実現し、社会主義国家を建設しようとしていたことである。こうした彼らの日本国家体制に対する全面的否定の態度は、自ずと植民地統治当局の厳しい法律的弾圧を招き、⁽⁴⁰⁾ そのため一般民衆の政治参加に影響を与えたものと思われる。

註

(28) 周婉窈著(前掲)注82頁~83頁。

(29) 王泰升「日本統治時期における台湾特別法域の形成及び内容……台湾、日本の『一国兩制』」、同著『台湾法律史の成立』(台北:自刊、1997年)102頁、

- 131頁～142頁、145頁、149頁～151頁。
- (30) 台湾人に対する差別については、黄昭堂著『台湾総督府』（前掲）232頁～246頁。
- (31) 台湾の殖民教育システムおよび台湾人エリートの日本内地（大多数）、中国、欧米への留学状況については、呉文星著『日据時期における台湾社会の指導者階層の研究』（台北：正中書局、民国81年）97頁～150頁参照。
- (32) 呉三連、蔡培火等著『台湾民族運動史』（前掲）182頁。
- (33) 翁佳音著『台湾漢人の武装抗日史研究（1895～1902）』（前掲）142頁～146頁；山辺健太郎編『現代史資料：台湾（一）』（前掲）57頁。
- (34) 呉三連、蔡培火等編『台湾民族運動史』（前掲）3頁～5頁。
- (35) 前掲書79頁～176頁。
- (36) 原文は王詩琅訳『台湾社会運動史……文化運動』から引用。『台湾総督府警察沿革誌第二編（中巻）』から訳されたものである。（台北：稻郷出版社、民国77年）132頁、135頁～136頁。
- (37) 許世楷著『日本統治下の台湾……抵抗と弾圧』（東京：東京大学出版会、1972年）400頁参照。
- (38) 台湾総督府に抵抗していた台湾人の異議者たちには、日中戦争中、中国に派遣されて軍隊に配属された者、総督府に派遣されて役人になった者、中国に転じて反日の重慶政府、延安政府に身を投じた者などがいた。王泰升著『日本統治時期における台湾の法律改革』225頁～259頁。
- (39) たとえば1926年に中国南京で成立された「中台同志会」の主張がそれである。王詩琅訳『台湾社会運動史……文化運動』185頁～210頁参照。
- (40) たとえば、1931年、日本統治当局が台湾共産党に対して行った大規模な法律鎮圧行動については、向山寛夫著『日本統治下における台湾民族運動史』（前掲）916頁～919頁参照。

(2) 台湾議会事件に対する司法制裁

ここでいう「台湾議会事件」は、日本統治当局の治安警察法に基づいて制裁されたために「治安事件」と呼ばれている。しかし、事件が起きた原因は、1921年に帝国議会に提出した「台湾議会設置請願」であるが、「請願」の手続からみて、請願は日本の台湾に対する主権と明治憲政制度を前提にしたものであることが分かる。訴求の「台湾議会」は、決して国家議会ではなく、単なる植民地議会であり、かつ有限的な自治立法権をもっているに過ぎず、帝国議会によって制定された法律の台湾での効

力を否定することはできない。⁽⁴¹⁾有志者は台湾議会の設立を進めるために「台湾議会期成同盟会」を結成した。ちょうどそのとき、日本は政治的集会を規制するために「治安警察法」を制定して、台湾と日本内地で同時にこれを施行した。台湾総督府は、この法律に拠って「安定を保つために」同盟会の成立を禁止した。しかし、おかしなことに、同じ名前で東京警察官署に申請したところ、批准され、これをもって台湾に戻って活動を行った。ところが検察官は、治安警察法による禁止命令に違反したとして公訴を提起したのである。

この事件は、台北地方法院の3人の日本人裁判官によって構成された合議廷で、傍聴席が満席の状態で開催された。検察官の論証の重点は、被告がどのように総督政府の施政に違反したかであって、いかに治安警察法を違反したかではなかった。弁護人は法律上の争点に基づいて反駁を行ったが、被告本人はむしろ政治的立場から弁論を行い、本件が「政治的事件」であったことを十分にアピールしたのである。驚くべきことは、この合議廷は、全部の被告に無罪宣告したことである。つぎのように述べている。被告らは確かに台湾と東京の異なる法域に属することを巧妙に利用して脱法行為をおこなったが、法律に拠って審判する以上、無罪を宣告する以外に方法はない、と。検察官はさらに高等法院に控訴したが、その結果、二審判決では2人の被告に有期懲役（すなわち、「禁錮」）4ヶ月、5人に有期懲役3ヶ月、6人に罰金100円、5人に対して無罪判決を下した。有罪判決を受けた被告が高等法院上告部に上告したが、高等法院は1925年2月に上告を棄却して、判決は確定した。判決理由は、被告らの東京での結社行為は、台湾で禁止された結社行為の延長であり、実質的には治安警察法による禁止行為に該当するから、有罪とするのが相当である、というものであった。⁽⁴²⁾

本件判決は、10年前の西来庵事件に対する日本当局の残酷な弾圧と比較できないほど軽かった。この判決は、「体制内の合法的闘争」の可能性を示した。この「法廷における闘争」を通じて、「受難者」は人民の心のなかに、政府の権威に対抗した英雄となって写り、台湾議会設立請願運

動の「正当性」、あるいは一般人にとってより重要な「安全性」が大幅に高められ、運動に参加する者の数が激増するようになった。⁽⁴³⁾ そればかりか、本件判決は、多くの台湾人が社会的、政治的運動に参加する契機を提供した。たとえば、1925年の二林蔗農組合に発生した闘争は、近代台湾の農民運動の先例となった。

しかし、台湾総督府の権威的統治は、本件判決によって何ら動揺することはなかった。1927年、治安警察法によって台湾人が近代型の政党、すなわち、台湾民衆党を作することを許したが、1931年には、また同法に基づいて政党を解散させた。そして1930年、相対的に危険性の少ない台湾人の異議者が「台湾地方自治連盟」を結成することを許可したが、この連盟も1937年の中日戦争のさいに自主的に解散させた。1928年に中国上海で結成された台湾共産党は、1931年に台湾島内で厳しく検挙された。また、台湾議會設立請願運動もながく帝国議会の批准を受けなかったために、社会主義派の台湾人異議者の支持を受けることができなくなり、1934年に終止した。1937年以後の戦争の時期は、諸々の圧力の下で、台湾人の政治的抵抗運動は旗を下ろさざるを得ない状態であった。⁽⁴⁴⁾

要するに、大多数の台湾人の政治的異議者にとって、「合法闘争」に変わったとはいっても、つねに民主選挙によって国家の立法機関に入ることではできなかったから、日本統治者層が一方向的に決定した「法」によって各種の政治的反対運動は制限されざるを得なかった。これらの「法」は、とくに群衆運動を抑圧するために、あるいは思想統制を行うために作られた「政治刑法」（たとえば、刑法典のなかの不敬罪、治安維持法、治安警察法、暴力行為取締法、出版規制など）であった。それだけに、一般刑法（たとえば、公務妨害罪、傷害罪、恐喝罪など）に該当する事件が多数を占めた。⁽⁴⁵⁾ ただ、処罰が厳しく政治的異議者にとって最も脅威的だった法律は、やはり政治刑法、そのなかでも、とくに以下で述べる治安維持法であった。

註

(41) 構想中の台湾議會は、「法三号」に拠って律令を特別規定とする立法事項

を決議した。そして、台湾の予算を補助した。しかし、「法三号」(帝国議会在が制定した)は法律が存在しない、若しくは在る場合であっても「特例勅令」では処理したいときに、且つ台湾の特殊状況の必要が認められる、ときに限って、律令を制定することを許した。言い換えれば、台湾では原則的には帝国議会在が制定した法律を施行しなければならず、例外的に律令を適用することができるが、台湾議会在はこの例外的な律令の内容を決議できる権限しかもっていない。周婉窈著『日据時代の台湾議会在請願運動』(前掲)50頁～56頁。王泰升「日本統治時期における特別法域の形成及び内容……台湾、日本の『一国兩制』」(前掲)114頁。

- (42) 呉三連、蔡培火等著『台湾民族運動史』(前掲)212頁～276頁；判例研究会編集『高等裁判所判例集：大正14～昭和2年』掲載の、高等裁判所上告部大正14年上字第58から69号判決。(台北：編者自刊、昭和3年)109頁～115頁参照。
- (43) 周婉窈著『日据時代の台湾議会在請願運動』(前掲)88頁～92頁；許世楷著『日本統治下の台湾……抵抗と弾圧』(前掲)228頁～229頁。
- (44) 王泰升著『日本統治時期における台湾の法律改革』(前掲)247頁～249頁；周婉窈著(前掲)108頁～124頁、142頁～158頁参照。
- (45) 農民運動への参加者への司法制裁がその例である。王泰升著(前掲)250～252頁；Tay-sheng Wang, *Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule (1895-1945)*, pp.115-117.

(3) 台湾における治安維持法の適用状況

日本は1925年に治安維持法を制定し、特別高等警察(一般的に「特高」といわれる)が帝国全区域内において政治的異議者に対する検挙と肅清作業を行った。台湾植民地では日本内地と朝鮮植民地と同じく、「思想検察官」と呼ばれていた特殊な検察官が、特高と協力して専門的に「危険思想」をもっている者を起訴した。治安維持法第一条は、明確的に「国体の変革」と「私有財産制度の否定」を目的とする結社を処罰する、と定めている。日本内地において、本法は共産主義者、無政府主義者、極端な右翼主義者、学者、学生、知識人ないし宗教人などを鎮圧するのに広く使われた。台湾と朝鮮両植民地において、本法は主に植民統治に反対する抗日者の規制を目的とした。著者は、かつて三つの地域における治安維持法違反で逮捕、処刑された人を、三つ地域の総人口を考慮して

比較したが、以下のような結論が出た。台湾で治安維持法違反によって検挙粛清された人の比例は、朝鮮より少ないばかりか、日本内地よりも少なかった。その原因は、1920年代以降の台湾抗日活動の主流派は、すでに政府を転覆するような武装抗日ではなく、体制内での政治反対運動に変わったことにあると推測できる。⁽⁴⁶⁾

日本内地と朝鮮植民地に比べて、台湾植民地において治安維持法が統治のためにそれほど重要でなかったため、治安維持法と関連する思想統制に関する二つの制度は、台湾内では施行されなかった。日本は1936年に日本内地および朝鮮植民地で「思想犯保護観察法」を施行して、治安維持法に違反した者が不起訴処分を受け、または猶予判決を受け、あるいは判決が執行された後に仮釈放された場合に、「保護観察審査会」の決定により2年間の「保護観察」の期間において、役所が住居や交友、通信に対して厳しい監視を行うことによって再犯を防ごうとした。また、「未転向」（政治的信条を放棄しない）の思想犯に対処するために、1941年に治安維持法を改正して「予防拘禁」制度を追加した。この制度は、内地と朝鮮で施行され、再犯の防止が難しい者や再犯可能性が高い既執行者や、猶予された者、被保護観察者に対して裁判を経て「予防拘禁所」に2年間（更新可能）収容して、改造に必要な措置をとった。⁽⁴⁷⁾

拓務省台湾総督府の意見によると、上記の制度が台湾で施行されなかった理由は、「台湾思想犯の現状からすれば、別に予防拘禁を施行する必要がない」からである。そして、内閣会議に送った「理由書」でさらに解釈を行っている。1941年、台湾で処刑された台湾人思想犯（転向者6人、未転向者3人、他未定）の数は僅か47人であった。10年(1931年～1940年)以来、台湾において治安維持法違反で罪が確定された者は231人であり、そのなかで農民が多数を占め(91人)、知識人はもっと少ない。10年以來釈放された者は604人であるが、再犯可能性のある割合は一割しかなく、再犯率は8%しかなかった。台湾では思想犯保護観察制度はなかったものの、各郡の警察署では釈放者に対して、転向如何にかかわらず、一括して「観察の必要がある者」として、行動を監視している。⁽⁴⁸⁾

言い換えれば、台湾植民地当局は台湾人による政治的抵抗活動を十分に制御できると自信をもっていたばかりか、状況が内地と朝鮮にくらべて「良い」ので、新しい思想規制措置を施行する必要がないと思っていたのである。

しかし、台湾植民統治当局が個別事件において台湾人の政治的異議者に対してとった措置は、相変わらずきわめて厳酷なものであった。台湾総督府警察部門の調査によると⁽⁴⁹⁾、1931年から1940年の間において、治安維持法違反に係る事件は合わせて9件あり、事件に関係した者は856人に至り、総人数は上記の資料(231人+604人)と若干増えている。統計によれば、治安維持法違反に問われた856人のなかで203人(23.7%)は証拠不足などの理由で不起訴処分を受け、418人(48%)は起訴猶予処分を受けて、実際に起訴されたのは235人(27.5%)であり、最終的に罪が確定した者は213人(24.9%)、無罪判決を受けた者はなかったが、22人は被告の死亡などが理由で判決されなかった。日本統治当局が思想犯に対して強調したのは「転向」であったので、事件に係ったおおよそ四分の一の者が起訴されて罪が確定された。この点は、日本内地の治安維持法違反事件と類似しているが、日本内地の起訴率はさらに低かった。⁽⁵⁰⁾しかし、政治的異議者の苦難は、警察の残酷な拷問から始まった。日本内地や朝鮮植民地での政治犯は、つねに不法な拷問を受け、甚だしくは警察に拘留されている期間中に死亡することすらあった。⁽⁵¹⁾台湾植民地も状況は変わらなかった。警察に拷問された後に、審理中あるいは監獄に移送された後に死亡した者もいた。⁽⁵²⁾ 法院における刑罰の程度をみると、1931年の「台湾共産党事件」では、共産党の指導者の1人が有期懲役15年に、他は懲役13年、12年、10年、8年等が言渡された。1935年の「衆友会事件」では、首謀者1人が審理中死亡し、他の1人は有期懲役12年を言渡されたが、獄中で病死した。結果的に死ぬ道しかなかったのである。⁽⁵³⁾

1940年代の前半期、すなわち太平洋戦争勃発後も、治安維持法で処理された司法事件がある。多くの場合は、架空の冤罪によって重刑に処罰

された。たとえば、1941年のいわゆる「東港事件」の被告らは、無期懲役、有期懲役15年、13年とそれぞれ処せられた。⁽⁵⁴⁾

註

(46) 1931年から1940年までの10年間、台湾における治安維持法違反の嫌疑者は856人である。台湾と日本内地との比例は1:13.3であり、朝鮮との人口比例でみると1:4.4である。もし、治安維持法に違反する比例が同様であれば、日本内地では11,385人(856×13.3)、朝鮮では3,776人(856×4.4)となるが、実際の人数をみると、日本内地では1931年～1940年の10年間で50,617人、朝鮮では1928年～1936年の8年間で18,600人に上っている。上述の11,385人と、3,776人をそれぞれ超えていることは明らかである。数値の根拠および論証の過程については、王泰升著(前掲)253頁～254頁、註75～76を参照されたい。Tay-sheng Wang, id., pp.117, 240n. 72.

(47) 王泰升著(前掲)257頁参照。

(48) 公分類聚第65編、昭和16年、卷一、皇室門政綱門、「大正十一年勅令第四百七号改正ノ件」。京都大學の水野直樹教授のご提供に感謝を申し上げたい。

(49) 以下の数値の根拠は台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌』第二編：台湾占領以後の治安状況(下巻)(台北：自刊、昭和17年)287頁。

(50) 日本内地の治安維持法違反事件も非常に低い起訴率と起訴後の高い有罪率を維持していたが、1928年から1941年までの統計を見ると、平均起訴率は8%であり、台湾の27.5より低かった。Richard H. Mitchell, *Thought Control in Prewar Japan* (Ithaca: Cornell University Press, 1976), pp.140-141. 参照。台湾に比べて、日本内地では治安維持法以外には政治的異議者を拘禁できるような法律がなかったため、警察は治安維持法違反行為に対して緩やかに扱ったため、検察の不起訴の機会が増大したと思われる。

(51) Elise K. Tipton, *The Japanese Police State: The Tokko in Interwar Japan* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1990), pp.26, 31, 56; 金圭昇著『日本の朝鮮植民地法制の研究』(東京：日本評論社、1987)79頁。

(52) 台湾省文献委員会『台湾省卷九革命志抗日篇』(台中：自刊、民国60年)53頁、57頁参照。向山寛夫著『日本統治下における台湾民族運動史』(前掲)1137頁、1191頁。

(53) 向山寛夫著(前掲)918頁、1137頁参照。

(54) 向山寛夫著(前掲)1233頁～1234頁、1269頁～1272頁参照；王泰升著『日本統治時期における台湾の法律改革』(前掲)259頁。

4. 戦後における日本統治期の抵抗経験の遺産

(1) 外来の中国内地人への抵抗

1945年日本の戦敗にともない、台湾植民地の日本政府関係者は気炎を消失させた反面、台湾人は数十年以来の恨みを一気に吐き出した。上述の東港事件で、偽の事件をでっちあげた日本警察官は、台湾人によって殴られて死亡し、裁判官は台湾を統治する中国当局に逮捕され取調べを受けた後に、日本に追い返された。⁽⁵⁵⁾しかし、日本に統治された経験をもっている台湾人⁽⁵⁶⁾は、まもなく日本人に対してそれほど恨みを感じることなく、むしろ日本統治期を懐かしんだ人さえいたほどであったが、この点は同じく日本植民統治を受けた韓国人と異なるところである。そのもっとも重要な理由は、戦争に勝った同盟軍が台湾の統治権を中国に委ねたが⁽⁵⁷⁾、中国の内地から来た国民党政権の台湾人に対する扱いは、日本植民政権よりも「悪かった」ので、日本人は相対的に「それほど悪くなかった」と感ずることができたからである。

国民党政権は、日本政権と同様に台湾人に対して威張り散らした。1945年、国民党は台湾を中国の一省と扱い、600万余人の「本省人」の長い間日本人に威張られてきた、自主を求める心をあっさりとは無視して、中国内地からの政府関係者を日本内地人が勤めていた職に任命した。すなわち、日本統治時期の台湾人が統治階級の下におかれていた政治経済システムがそのまま「同胞」を名乗る中国内地人、すなわち「外省人」に承継されたわけである。⁽⁵⁸⁾1949年末、蔣中正が掌握管理していた国民党は中国(大陸)から追い出されて、100余万の外省の軍民を率いて台湾に来て「中国政府」と名乗った中央政府を再建した。そして、中国で頒布しようとしていた「中華民国憲法」を「戦時」を理由に、自由主義と関係のある「動員戡乱」および「戒厳」体制を除いて実行した。中央政府は、相変わらず本文の言う「台湾人」の国政参加を拒否した。国家の行政権を持つ行政院には、1972年前に台湾人の部長が殆どいなかった。西洋国家の議会に当たる国民大会、立法院および監察院では、「代議士」が無期限に任期を延長したため、その大多数は外省人が占めた。1987年までの

司法部門の法院の院長、検察の院長はそのほとんどが外省人であったが、外省人は総人口の13～14%しか占めていない。⁽⁵⁹⁾ これらは日本政府の台湾植民地における所為と異なるところがない。そして、「少数（族群）の統治」を維持するために、恐怖政治を行い、民衆を威嚇した点も同じである。1947年に起きた「二二八事件」で、台湾本地人は日本統治中期の経験によって、政府の施政に抗議の意を表わしたが、国民当局の中国から派兵された軍隊によって鎮圧された。兵隊による横暴な殺人行為、とくに本地の政治的指導者に対する不法な逮捕監禁ないし殺戮は、まるで日本人が西来庵事件を鎮圧したことを思い出させ、人びとは意気消沈し、落胆した。⁽⁶⁰⁾ 1950年代に、蔣中正の国民党政府は、台湾で俗称「白い恐怖」といわれた政治鎮圧行動を行い、数多くの冤罪事件を生み、政治的異議者に対して、ややもすれば死刑に処したが、刑罰の程度は日本統治の末期より重いものであった。⁽⁶¹⁾ 当時の人びとが比較したのは、日本統治後期の相対的に緩やかな司法制裁であって、決して日本統治前期の軍警による残虐な生活経験ではなかった。したがって、国民党が日本より「もっと悪い」と認識しがちであった。なぜならば日本の官僚は、国民党の官僚より賄賂など取ることが少なかったからである。⁽⁶²⁾

日本統治下の「台湾人」は戦後の「本省人」に当たり、多くの人々の日本統治を経た後に形成されたアイデンティティーは、過去の日本内地人、台湾総督府に対する「対抗」の「経験」を外省人（中国内地人）、国民党に投射して、彼らを外来統治者とみなし、それによって日本統治時期における政治抵抗経験が、戦後の台湾にも「適用」されるようになったわけである。

註

(55) 寺奥徳三朗著『台湾特高警察物語』（日本文教基金会編訳、台北：文英堂出版社、2000年）21頁～23頁、39頁、45頁参照。

(56) 日本統治経験がない戦後の新生代の福佬、客家人、原住民（今や台湾の多数になっている）の日本に対する印象は、戦後の国民歴史教育で構築された近代中国の讐日経験の影響を受けているが、実は彼らの先輩たちの大多数は中国の歴史経験を受けていない。厳格に言えば、台湾の「外省人」中の年寄りだけ

が、近代中国の仇日経験をもっている。

- (57) 当時の中国政府(国民政府)は同盟国を代表して、1945年10月25日に台湾に対する統治権を接収したが、中国政府は、台湾はこれから中国領土の一部に属し、中華民国法を施行すると宣言した。軍事的接収は決して主権獲得ではない。当時中国はベトナム北緯16度北側の地域を占領していたし、ソ連軍も中国東北地域を占領したが、これらの地域に対して主権を獲得したわけではない。「接収」に関する第一次文献については、張瑞成編集『台湾解放の準備及び降服の引き受け』(台北：中国国民党史会、民国79年)185頁～190頁、201頁～203頁、211頁～213頁参照。国際法の観点からいうと、戦争中にいわゆる「カイロ宣言」「ポツダム宣言」があったが、戦後の領土主権の変更はなお当事国が国際条約によって決定しなければならず、1952年に発効したホノルル平和条約で、日本は台湾に対する主権放棄しか表明しなかった。王泰升「台湾歴史上の主権問題」、同『台湾法律史の成立』(台北：自刊、1997年)274頁～275頁参照。
- (58) 王泰升著『台湾法の断裂と連続』(台北：元照出版社、2002年)に掲載されている「戦後初期における台湾の政権交代及び法律体系の承継」55頁～59頁参照。
- (59) 王泰升「台湾憲法の物語……『旧日本』と『旧中国』から脱皮して『新台湾』へ」、『台大法学論叢』32巻第1期(2003年1月)25頁～29頁。
- (60) 王泰升「戦後初期における台湾の政権交代と法律体系の承継」59頁、71頁、78頁；王泰升著『日統治時期における台湾の法律改革』(前掲)395頁参照。
- (61) 大雑把な統計によると、1950年から1956年の間、軍法機関によって処理された政治犯の中で死刑に処せられた政治犯は461人であり、38人だけが無期懲役に処された。以上のことから、刑罰が相当厳しかったことを物語っている。聞いた話によると、文学者楊逵は日本統治時代に10回捕まったが、収監期間は合わせて1年しかなかったが、国民党に1回(1949年)捕まっただけで、12年収監されたといわれる。王泰升著『台湾法律史概論』(台北：元照出版社、2001年)303頁～304頁参照。
- (62) 王泰升「戦後初期における台湾の政権交代と法律体系の承継」(前掲)107頁。

(2) 日本統治時期の政治抵抗モデルの再現と終結

国民党の政府と軍隊への弾圧に対して、抵抗する者は武力もなく、外からの支援もなかった。したがって、戦後の台湾人で政治的異議者は日本統治後期の先輩と同様に、外来の不公平な法制体制下で「体制内の闘

争」をするしかなかった。そして、人口上の多数の利点を利用して「議会民主」制度への参加および強化を求める傾向を見せた。国民党の外省からの政治エリートも座っていたわけではない。彼らは、1959年から1960年代に民主選挙を完全に地方の縣市、郷鎮階級に限定して行い、自分が掌握している国家および省級政府を通じてこれらの地方政府を掌握した。同時に、本省人のなかから国民党と「侍従関係」のある地方派閥を養った。これらは、日本の台湾植民統治当局が1935年から一部地域に地方自治と民主選挙を開放した後にとった統治戦略とそっくりである。⁽⁶³⁾ 1970年代以来、国民党政府は国連から脱退したことによる対内的な政治正当性を強化する必要に迫れ、中央レベルで、人数が限られている一部の代議士に対して定期的改選を行うように解放したが、政治的異議者がさらに「国会の全面的改選」を求めたため、1980年に「美麗島事件」が起きるまでになった。⁽⁶⁴⁾ 台湾議会事件によく似ているところは、独裁政権が「台湾人」を主とする民主化を求める政治結社に対処するさい、裁判を公開したため、民衆が事件を知るこことなり、彼らの政治的要求を支持するようになったことである。したがって、被告らが軍事裁判所によって有期懲役十数年（日本統治期に数ヶ月の有期懲役に処されたのと対蹠的である）に言渡されても、獄外の家族と弁護士は、彼らの理念の代弁者となり、民主改革を継承して推し進めた。⁽⁶⁵⁾

日本統治時期の民主改革は、第二次世界大戦の開始によって終わった。しかし、国民党統治時期には異なる結果をもたらした。1980年代末の戒嚴令の解除に続いて、1990年代初めになると、「戦乱時期における動員臨時條款」（非常時動員規定）を廃止し、人民の基本的権利を徹底して侵害していた「戦時」憲政体制を終わらせ、さらに国会の全面的改選を行い、直接選挙によって人民が大統領を選ぶようになった。この時期においても国民党は与党であるが、党内の台湾人指導者はすでに外省人の政治的指導者と比肩することができた。民主的な選挙を経て、台湾人の民意の洗礼を受けた後の国民党は、ようやく「外来政権」あるいは「少数政治」と非難されることを免れた。日本統治時期の台湾民衆党と同様に、本地

人によって生まれ、自由な立憲主義を主張する「民主進歩党」は有力な野党になっただけではなく、2000年の大統領選挙では、ようやくして国民党の台湾における50年にわたる統治を終結させた。⁽⁶⁶⁾

本人あるいは家族が日本の統治を受けた台湾人民の悲劇は去ったが、台湾のアイデンティティーに関しては、いまなお統一されていない。国民党は50余年間の統治期間中、国家危機を利用しては不断に中国のアイデンティティー（国族主義）を主張してきた。が、それだけに、日本統治時代に「独立建国」の意識が乏しかった台湾人（福佬、客家、原住民等族群を含む）のなかで、数は少ないが一部の者は、今もって台湾と中国大陆は一つと同じ国であると認識している。すなわち、台湾は一つの独立国家ではないと主張している。⁽⁶⁷⁾ 逆に、日本統治時期から国民党統治末期にわたって、長い間、政治上の最大のタブーとされた台湾人民が独立して一つの国家を構成するべきだとする「台湾国族主義」は、1990年代によりやうく合法的に声を出すことができるようになったが、この時期における「台湾国民」は日本統治時代のそれとは異なって、戦後に中国内地から来た外省人、福佬、客家などの漢族、漢族が移住する以前から住んでいた原住民を含んでいた。これらの「国族」イメージの対立は、「少数」、「多数」の族群の影響を免れることはできないが、⁽⁶⁸⁾ これと同じく、或いはもっと重要なのは、文化観念上の競合である。「中国のアイデンティティー」のイメージは、漢族固有の「大一統」観念から支持されるが、西洋の個人主義に基づく個性(individual)を尊重する思想は、台湾人民が共同の固体利益のために自分の国家を作る、そうした「台湾のアイデンティティー」のイメージを構築するよう促している。

日本、国民党が台湾を統治して以来、ながく一つの主張が存在している(共通の認識ではないが)。この主張によれば、台湾人は自分で台湾事務を決定するが、日本内地あるいは中国内地の政治的権威支配を受けるべきである、というものである。このような主張をする人々からすれば、現在もみられる半世紀前に中国から移住して来た、中国のアイデンティティーをもつ法政体制は克服されなければならないものである。しかし、

いまこの体制を護衛しているのは畢竟「味方」であり、また同じく自由で民主的な憲政の生活様式を有している以上、これを根気よく説得すべきであり、激しく対抗することではない。⁽⁶⁹⁾したがって、日本統治時期以来確定してきた政治的抵抗モデルは、すでに時期に合わなくなった。いま、台湾人民の「独立」を妨げているのは、決して島内の植民的あるいは外来政権ではなく、島の外の国際勢力、すなわち台湾を合併しようとする中国(中華人民共和国)と、中国の主張に気配りして、台湾が「事実上独立し、法律上は非独立」の現状を維持することを求めるアメリカをはじめとする列強、および最も重要な内部的要因である。すなわち、台湾人民はまた「一つの独立した、かつ正常な国家を追求する」ことに対して、統一した主観意思を形成していない。⁽⁷⁰⁾

2004年2月28日、台湾では85年前の朝鮮と同じく、200余万人が街にでて、台湾島の北端から南端まで手を繋いで500キロの「民主の長城」を作り、「台湾、YES；中国、NO」あるいは「台湾、頑張れ」を叫んだ。⁽⁷¹⁾「独立」という言葉は現れなかったものの、実際には中国に対して、台湾は一つの主権のある独立した国家であることを表わす意味をもっている。朝鮮の三・一運動と異なる点は、各族群を含む台湾人民が自由で民主的な憲政秩序の下で、嘉年華会に参加するような敵愾な気持を以て集結したことであり、かつ軍隊警察などの法律執行機関の無慈悲な鎮圧がなかったことである。

日本の殖民統治によって生まれた「台湾人の集団自主権を求める」政治的抵抗文化は、日本統治後期の「産卵」と、1920年代以後の「虫」の段階を経て、1980年代以降に漸進型の民主を実現した「蛹」の段階から、今は殻から抜け出て美しい「蝶」になろうと羽を伸ばし、自由に未来へ向って飛翔しようと準備している。⁽⁷²⁾

註

(63) 王泰升「台湾憲法の物語……『旧日本』と『旧中国』から脱皮して『新台湾』へ」(前掲)29頁～30頁参照。

(64) 本件に関する簡略な紹介については、遠流台湾館編『台湾史小事典』190

頁参照。

- (65) 美麗島事件と台湾議会事件に対する比較に関しては、王泰升著『台湾法律史概論』304頁～305頁参照。
- (66) 詳しくは、「台湾憲法の物語……『旧日本』と『旧中国』から脱皮して『新台湾』へ」(前掲)32頁、38頁～39頁参照。民主進歩党の指導者層は本文定義の「台湾人」が多数で、外省人は少数を占める。
- (67) 台湾の族群政治を研究する王甫昌は、台湾の1980年代末、民主化への転換が始まってから「中国アイデンティティー」と「台湾アイデンティティー」の対立および競争は政治対抗の主な源になって、二つのイデオロギー、とくに中国アイデンティティーは広範な族群の支持を得ているが、福佬客家の両イデオロギーに対する支持は大きく分かれている、とする。外省族群は相対的にみて中国アイデンティティーを支持しており、(原住民も中国アイデンティティーを支持していると思われる)、その重要な形成原因は、教育とメディアの影響である、と指摘する。王甫昌「民主化から族群政治まで：台湾民主運動の発展、1970～1990」。「二十世紀台湾民主発展学術シンポジウム」国史館主催、2003年9月24～26日。ここでいう、「主体意識」とは、大体本文のいう「国族主義」あるいは「国族認同」であり、両者に差があるとしても、程度の問題に過ぎない。すなわち、後者は前者に比べて、台湾という一つの政治共同体の主権をもった独立国家への主張は強いといえよう。
- (68) この要素を考慮すると、台湾の領域で建設された国家は、国家の誰に対しても、ある族群に属することを理由に、あるいは総人口の中で「少数」を占めていることを理由に、公共領域で不利を被らせてはいけない。
- (69) 王泰升「台湾憲法の物語……『旧日本』と『旧中国』から脱皮して『新台湾』へ」41頁～43頁参照。
- (70) 台湾は実質的には、一つの主権独立国家である。しかし、現行の「中華民国法システム」は、台湾を台湾と中国大陸から構成された一つの国家の一部であると認めている。そのために、種々の「不正常」な現象が発生している。たとえば、台湾と中華人民共和国の間は国際関係でもなく、国内関係でもない。中国以外の国際勢力は、現状維持を願っている。王泰升「台湾法の断裂及び連続」が掲載されている同著『中華民国法体制の台湾化』153頁～191頁参照(台北：元照出版社、2002年)
- (71) 「手護台湾」活動の公式サイトを参照：<http://hand-in-hand.ord.tw>
- (72) 台湾の2004年の大統領選挙もこの点を証明している。今回の両陣営の候補者の対決で、陳水扁陣営を支持する者の大体が「台湾主体意識」を支持し、連戦陣営は「中国主体意識」者の支持を得ている。陳水扁が微小な数で半分近い得票を得て連戦を破った結果からみて、台湾人民のなかに台湾主体意識者の数が既に半分を超えたと推定することができる。その反面、中国主体意識者も

多くの支持を得ていることが分る。

5. むすび

1895年の台湾人と日本植民地主義者との出会いは、悲劇の始まりであった。漢族の伝統的な観念をもち、全島的な共同体意識が欠如していた台湾人は、従来の武力を以て官僚に反抗し、政権（朝代）を変えると、というモデルを描いて征服者の優越感をもっていた近代西洋型の政府と、軍隊を有する日本植民地当局に抵抗した。日本侵略者は、実質的には軍事的に威嚇することを主眼に、匪徒刑罰令、臨時法院条例などの法律的措施を補助手段として、台湾人の武力的抵抗を抑えた。1915年の西来庵事件に対する処理は、この段階における一つの終焉であった。孤立無援の状況下で、一部の台湾の政治的異議者は、低姿勢で台湾国族主義を内包する「台湾議會」を推進し、1923年には台湾議會事件を誘発させた。これが「体制枠内の改革」という外観を有していたために、植民地統治者は強引に厳しく処罰することはできなかった。このようにして、新しい政治的抵抗モデルが確立された。すなわち「民主」的な多数決の原則を以て、「少数統治」に抵抗するということである。しかし、日本植民地統治者たちは、依然として治安維持法を含むさまざまな法律手段を以て台湾人による各種の政治的抵抗を抑えたが、この事実は、現行の「不正義」な法律を通じて改革を進めようとする者には、どうすることもできないことであった。第二次世界大戦の勃発によって、民主改革を求め闘いは終に実を結ばなかった。戦後の類似した外来統治者による法制システムの下で、台湾の政治的異議者は、日本統治時期に使った法律体制の枠内での闘争方式を用いて、台湾が数百年以来続けて来た「外来の少数統治」を最終的に終結させた。自由で民主的な憲政へと落ち着いたことにともない、旧来の抵抗モデルも自ずから身を引き、台湾人民は、今や新しい柔軟かつ包容力のあるシステムを通じて、古い外来の体制とアイデンティティーに今後も抵抗することになるであろう。

※ 原著者紹介

王泰升 (Tay-sheng Wang, 1960~)

国立台湾大学法学士 (1982)、国立中興大学法学修士 (1988)、米国ワシントン大学 (University of Washington) から法学修士 (1990)、博士 (1992) の学位を取得。現在国立台湾大学法律学院教授、中央研究院台湾史研究所合聘研究員、台湾法律史学会理事兼秘書長。数多くの論文がみられるが、最近の論稿として「自由民主憲政在台湾的实现：一個歴史的巧合」、載於『臺灣史研究』第 11 卷第 1 期 (2004 年)；「臺灣民事財產法文化的變遷……以不動産買賣為例」、載於『臺灣法學論叢』第 33 卷第 2 期 (2004 年 3 月)、載於『北大法学論集』第 54 卷第 6 号 (2004 年 2 月、鈴木賢訳)；“The Legal Development of Taiwan in the 20th Century: Toward A Liberal and Democratic Country”, Pacific Rim Law & Policy Journal, Vol. 11, No. 3 (2002)；「臺灣戦後初期の政權轉替與法律體系的承接」、載於『臺灣法學論叢』第 29 卷第 1 期 (1999 年 10 月)；“The Impact of Modern Western Law on the Chinese in Taiwan”, The Australian Journal of Asian Law, Vol. 1, No. 2 (1999, S. Cooney trans.) 等がある。

主要著書として、Asian Legal Systems: Law, society and Pluralism in Est Asia (合著、Buttenworths, 1997)；『臺灣法律史的建立』(臺大法學叢書、1997 年)；Legal Reform in Taiwan under Japanese Colonial Rule (1885~1945): The Reception of Western Law (University of Washington Press, 1999)；及び『臺灣日治時期的法律改革』(聯經、1999 年)；『臺灣法的斷裂與連續』(臺灣法學叢書、2002 年) 等があげられる。

本原著に多くの引用がみられる代表的著作『臺灣日治時期的法律改革』(前掲) の“目次”を掲記すれば、以下の通りである。

自序 導論

第 1 節 「台湾研究」の一個新興議題

第 2 節 本書的研究方法

第 1 章 日治前的台湾興治台前的日本

- 第 1 節 外来政權統治下の台湾社会
- 第 2 節 日本統治者の法律改革経験
- 第 3 節 小結
- 第 2 章 植民地立法上对西方法的継受
 - 第 1 節 台湾植民地の立法制度
 - 第 2 節 以植民地特別法為主的時期 (1895~1999)
 - 第 3 節 以日本内地法為主的時期 (1923~1945)
 - 第 4 節 為自主的継受而奮鬥
 - 第 5 節 小結
- 第 3 章 近代西方式司法的運作
 - 第 1 節 台湾の法院制度
 - 第 2 節 司法權独立の問題
 - 第 3 節 法院的設置
 - 第 4 節 法律專業人員
 - 第 5 節 法院的使用
 - 第 6 節 小結
- 第 4 章 刑事司法与変遷中的社会
 - 第 1 節 統治秩序与政治犯の処置
 1. 軍事鎮壓 (1895~1902)
 2. 对武装抗日的司法制裁 (1907~1916)
 3. 对近代政治反对運動的法律压制 (1914~1937)
 4. 戦時对政治犯の羅織入罪 (1937~1945)
 - 第 2 節 社会秩序与一般犯罪の懲治
 - 第 3 節 西方式刑事法制度的引進
 - 第 4 節 遵法服従与法律的継受
 - 第 5 節 小結
- 第 5 章 民事法の西方法化
 - 第 1 節 民事法西方法化的過程
 - 第 2 節 田園土地法律關係の欧陸法化

第3節 商事法律關係の西方化
 第4節 親族繼承法西方化的有限性
 第5節 小結
 第6章 歴史評価及其對後世的影響
 第1節 對日本主導的法律改革的評價
 第2節 對戰後法律發展的影響
 第3節 小結
 結論

* 訳者あとがき……「匪徒刑罰令」の人道に対する犯罪……

目次

1. 序言……問題の所在
2. 植民地台湾における匪徒刑罰令の性格
 - (1) 匪徒刑罰令の史的背景
 - (2) 台湾総督府臨時法院判例にみる匪徒刑罰令の適用
3. 結びにかえて……人道に対する犯罪

1. 序言……問題の所在

つぎに掲げる詩歌は、日本植民地下の台湾において「匪徒刑罰令」(1889年)によって処刑された抗日運動の指導者羅福星によるものである。

余志至此、則惟願被處死刑、欲留名於臺灣耳。乃作一歌、歌曰：

独立彩色漢旗黃、小萬橫磨劍吐光。
 齋唱從軍新樂府、戰雲開處陣堂堂。
 海外煙氛突一島、吾民今日賦同仇。
 犧牲血肉尋常事、莫怕生平愛自由。
 槍在右肩刀在腰、軍書傳檄不崇嘲。
 爺娘妻子走相送、笑把兵事行解嘲。
 背鄉離井赴瀛山、掃空東庭指顧間。

世界腥羶應滌盡、男兒不識大刀還。
彈丸如雨砲如雷、喇叭聲聲鼓戰催。
大好頭顱誰取去、何須馬革裏尸回。
勇士飛揚唱大風、黔首皆厭我獨雄。
三百萬民齋憤力、投鞭短吐氣如虹。
青年尚武憤精神、睥睨東天肯讓人。
三州區區原小弱、莫怕日本大和魂。
軍樂悠揚裂喚鵝、天風情長感慨多。
男兒開口從軍樂、且唱臺疆報我仇。
東來客族雷我原、驅逐夷蠻我國尊。
白種更傳黃褐身、何雖今日此爭存。

祝我民國詞

中土如斯更富強、華封共祝著邊疆。
民情四海皆兄弟、國本苞桑氣運昌。
孫真國手著光唐、逸樂牛神久既章。
仙客早貶靈妙藥、救人於病身相當。⁽¹⁾

余の志しはここに至りて、唯死刑にされんことを願うのみ、台湾に
名を残さんとして、一歌を作る。いわく

目立って彩る黄色なる漢旗よ、目映く磨かれし万本の劍
従軍、新楽府の歌を斉唱せんか、戦雲開かれしところ、陣営雄大なり
海外の硝煙、この小島を突き、我が民、いま同仇に覆わる
肉親を犠牲にせんか、これ尋常のこと、
怖ることなかれ、ただ一生自由を愛するのみ
銃を右肩、刀を腰に、檄文伝える朝廷の不義を
父母、妻子に送られし来て、軍務に微笑み自らを慰む
故郷を離れ瀛山に赴き、瞬の間に東国を掃討す
世の荒廃を洗淨すべきなり、男兒これを知らずして刀を収めんか

銃弾砲声、雷雨の如し、喇叭鳴響して、戦いを催す
 誰か我が頭顱を取ることあらんか、死体を馬革に包むことなし
 勇士は大風なりとする歌を唄い
 若し人民をして厭うことありとても、我独り断固闘う
 三百万人の民よ、一齐に奮迅せよ、鞭を入れ吐息を排してみよ、
 士気虹の如し
 青年よ、武勇を尊ぶ心を以て喚起し、東空を睥睨して、
 意地を貫徹すべき
 区々たる三州、弱小なりしが、大和魂を怖るるべからず
 軍楽悠然として響き渡り、天風、心情に空しくして感慨深し
 男児、従軍楽を歌うべきなり、台湾の仇を討たんと唱えよ
 東よりの異族、郷土を破壊しあり、蛮夷を駆逐して、
 我が国威を尊ばん
 白の人種に換わり、更に黄色侵略し来り
 何故、今日、この争いあるや。

我が民国を祈る

中華は斯れより更に富強となり
 漢族が他の民族と共に辺疆に住むことを祝う
 四海の民は、皆兄弟のように手を携え
 国家事業は桑木のように、早い隆盛をかちとる
 孫文は、必ずや大唐の栄華をもたらし
 百姓が安心できる大平の世が続くにちがいない
 神仙は、靈驗豊かな薬を以て病人を癒して
 健康を取り戻させるだろう⁽²⁾

羅福星は植民地統治者のいう所謂「匪徒」ではなく、辛亥革命の影響の下で、孫文の指導する秘密結社《中国革命同盟会》に席のあった思想家であった。後に掲げるように、彼は「台湾総督府の官吏よ……汝等忘

るる勿れ、伊藤を刺せし安重根のあることを。……」と述べているように、ひとり台湾のみならず東アジアの民族独立運動への連帯に身をおき、その立場で抗日抵抗運動を指揮して、「匪徒刑罰令」によって逮捕され、上掲の詩歌を遺して処刑された。

当時の台湾における「匪徒刑罰令」の適用状況がいかに峻厳なものであったか、本訳稿《王泰升論文》が詳細に記述している。王泰升論文はいう。「日本政府の統計によると、1895年から1902年の間に殺された“匪徒(真正の強盗を含む)”のうち、四分の一しか正式の法手続きを経ていない。要するに、日本政権は恣意的な殺戮を繰り返し、その統治に反抗する台湾人を威嚇した。不完全な計算によると、日本が軍隊の力で台湾人の反抗を抑えた1895年～1902年の間に、32,000人の台湾人、すなわち、台湾人口の百分の一が日本の統治者によって殺害された。平均的にみて、25人に1人の若い台湾人男性が抗日活動で死んだことになる」と(原文5頁)。

この「訳者あとがきは」は、王泰升論文中Ⅱ、「日本統治前期の政治的反抗者に対する軍事上及び司法上の弾圧」、なかでも、とくに2、「台湾の政治反抗者に対して日本がとった法律対策」に焦点を当て、より詳細に検討を試みたものである。その作業を通じて、植民地台湾で日本統治者によって立法された刑事法がいかに悪法であり、その解釈と適用状況から、王泰升論文が指摘する「日本政権は恣意的に殺戮を繰り返した」背景を直視し、まさにそれが「実定法の不法」「Gesetzliche Unrecht」の運用であったかことを明らかにしようとするものである。

すでに戦後59年が過ぎた。『日清講和条約』締結(1895年、明治28年)以降109年が経過している。だが、いまだに台湾を含む近隣諸国から侵略戦争や植民地支配、戦後補償等をめぐって日本の責任が問われている。もし、日本が「国際社会において名誉ある地位」(『日本国憲法』前文)を占めることを求め、この問題に関して真の解決を望むのであれば、まづもって、中華民国(台湾)において戦前50年間の長きわたり法律を駆

使して支配した植民地統治の実態を、すなわち、日本法による統治の営為をつぶさに検証し、反省しなければならない。この反省を前提にしなければ、自らの道徳的、法的責任を解明する糸口は見い出せないであろう。東アジアで最も友好的な隣国であるからである。友好に溺れ礼節を怠ってはならない。

まもなく戦後 60 年を迎える節目に、我われが過去の侵略行為と植民地支配に対する正しい歴史認識をもつことができなければ、それは、近隣諸国の人びとに対して、かつて日本が掲げた「東亜永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝国ノ栄光ヲ保全セムコトヲ期ス」(宣戦詔書)にいう《平和》の概念と、『日本国憲法』に定める「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努める《平和》の概念の相違を、明確に区別して掲示することができないことを意味するものである。『日本国憲法』の平和主義はもとより、学校教育の憲法といわれる『教育基本法』(1947 年)においても、「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」(前文)等、《平和》が三度掲げられている。しかし、主権者国民の「教育を受ける権利」(憲法第 26 条)にとって、この《平和》の真意が、いまだ検証されていないように思う。

それどころか、今日では、むしろ「国旗及び国歌に関する法律」(1999 年)を制定し、学校教育において国旗の掲揚と国歌の斉唱を義務づけ、憲法の平和主義に反する法政策がとられるようになった。⁽³⁾

日本の戦前台湾に対する植民地支配 50 年間は、『日清講和条約』に基づくものとされている。この「台湾全島及其付属諸島嶼」と「主権」を「永遠ニ日本ニ割与ス」と定めた「講和条約」も、《江華島事件》1 年前に起きた日本の台湾派兵(1874 年、明治 7 年に、琉球の海難漁民が台湾で高砂族に殺害されたことを理由に日本は《台湾蕃地事務局》を開設し派兵した)の経緯等を併せて考えると、「講和条約」は、清国に対する軍事挑発を行ない、その結果として宣戦布告し、戦勝者の立場から《台湾の割譲》等を強要した条約である以上、この条約の法的性質や条約下で立法された諸々の植民地統治法の効力には、重大な疑義があるといえよ

う。このような植民地統治をめぐる国権侵害と民族の尊厳に対する不法は、朝鮮植民地統治についても当てはまる。⁽⁴⁾

本稿では、日本は「講和条約」直後の台湾において、いかなる治安法を施行したのか、植民地初期の治安法を素描し、50年の長きにわたる日本法による異民族支配の足跡をたずねるものである。すなわち、以下では、台湾の「匪徒刑罰令」（1898年、明治31年）、「臺灣總督府臨時法院條例」（1896年、明治29年）等の刑事司法の下でいかなる《裁判》がなされていたかを検証し、その植民地統治法と裁判の営為が「人道に対する犯罪」（Die Verbrechen gegen die Menschlichkeit）ないし「人類に対する犯罪」であることを究明にしたいと思う。ちなみに「匪徒刑罰令」は制定されて以来、1945年8月まで台湾に君臨し、植民地治安法の支柱となっていたものである。

註

- (1) 『羅福星抗日革命案全檔』（臺灣省文献委員会、民国54年、1965年）47頁～49頁。
- (2) 羅福星の詩歌の日本語訳に際しては、中正大学法律学系李仁淼助理教授から、ご懇切なご教示を得た。記して感謝の意を表する。
- (3) このような法政策に対して疑問を提起した拙い論考「国民接受教育的権利」、載於《亞洲民営・私立教育論壇》、中国太平洋学会、2004年8月22日～24日、於北京。
- (4) 《法律》による朝鮮植民地支配の実態については、鈴木敬夫著『朝鮮植民地統治法の研究』（1989年、北海道大学図書刊行会）を参照。なお、これを補うものとして、同「法による支配……朝鮮植民地統治法の成立過程……」『札幌学院法学』第2巻第2号（1985年）、同「治安法による植民地支配……朝鮮における統治法の一側面……」『札幌学院法学』第4巻第2号（1988年）、同「植民地治安法の適用……朝鮮高等法院刑事判決録を中心として……」『札幌学院法学』第8巻第1号（1991年）等を参照。

2. 植民地台湾における匪徒刑罰令の性格

(1) 匪徒刑罰令の史的背景

下関条約とも称される『日清講和条約』は、中国清政府と日本の間で批准書を交換することによって発効した。今からおよそ110年前の1895

年5月8日のことである。こうした台湾の割譲を許す清国政府の態度に対して、台湾では武力をもって対日割譲を阻止すべきだとする強力な抗日運動が盛り上がり、同年5月28日、ついに唐景崧を総統にすえ、《臺灣民主國》を樹立を宣言した。しかし、《臺灣民主國》は、日本の圧倒的な軍事力の前に短日で崩壊した。⁽¹⁾

初代台湾総督に任命された樺山資紀（海軍大将）は、台湾人の激しい抗日闘争を規制するため、まず最初に《総督諭告》の形式をとって制定したのが『臺灣人民軍事犯處分例』（1895年、明治28年）である。⁽²⁾ この「臺灣人民軍事犯處分例」は、台湾人の日本人官憲への敵対行為を峻烈に弾圧するために立法されたもので、第一条に、死刑に処せられる行為を列挙した軍令であった。「其教唆ナルト従犯未遂ナルトヲ問ハス情状ニ因リ酌量減刑スルコトヲ得」（第1条）規定してはいるものの、当時、民政長官であった後藤新平の《匪徒殺戮数》報告（後掲）によれば、1898年（明治31年）から1902年（明治35年）の5年間に戮殺した《土匪》は11,950人と記録されている。⁽³⁾ このうち「判決に因る死刑」が2,999人とされているところからみても、およそ「情状ニ因リ酌量減刑」条項は適用される例は少なかったであろう。

『臺灣人民軍事犯處分例』第1条

- (1) 大日本帝国ノ陸海軍ニ抗敵スル所為ヲ企タル者
- (2) 鉄道電線道路橋梁兵器弾薬森林罟柵水道汽車船舶兵器弾薬及ヒ船舶ノ製造所其他軍事ニ関スル土地建物物件ヲ毀壞シタル者
- (3) 寇賊又ハ其間諜ヲ誘導指示隠匿其他帝国ニ敵対スルモノノ行為ヲ幫助シタル者若クハ俘虏ヲ逃亡セシメ又ハ劫奪シタル者
- (4) 軍隊軍艦軍用船舶ノ所在動静又ハ軍用物件ノ分量所在地等ヲ敵ニ密報シタル者
- (5) 軍隊軍艦軍用船舶ノ嚮導ヲ為スニ当リ詐欺ノ所為アリタル者
- (6) 流言蜚語ヲ捏造シ又ハ喧噪呼号シ軍隊軍艦軍用船舶ノ静粛ヲ害シタル者
- (7) 井泉河流ニ毒薬ヲ投シタル者又ハ之ヲ汚穢シテ其用ニ適セサラシ

メタル者

(8) 阿片烟及ヒ其吸食器ヲ大日本帝国軍人軍属其他ノ従軍者ニ交付シタル者又ハ其吸食処ヲ給シタル者

当時の軍令はいかなる方法による死刑の執行も許したが、多くの場合は、一罰百戒に徹して衆人環視のうちに斬首刑を執行した。⁽⁴⁾

そして、同年 11 月には、総督はこの「臺灣人民軍事犯處分例」の犯罪構成要件をさらに広げ、「①内乱ヲ起シタル者、②政府ニ抗敵スル目的ヲ以テ官吏ヲ殺害シタル者、③偽計又ハ威力ヲ以テ兵器彈藥其他軍用物件ノ運搬及ヒ郵便ヲ妨害シタル者」、以上の三つの項目を追加し、「其ノ予備陰謀ニ止ル者」にも斬首による死刑を科することができるとした治安法『臺灣住民刑罰令』（1895 年、明治 28 年、日令第 21 号ノ 1）を制定し、次いで『臺灣住民治罪令』（1895 年、明治 28 年日令第 21 号ノ 2）を定め、これを継承させた。⁽⁵⁾

上記の二治安法と同時に、総督は、陸達第 70 号（陸軍省）を以て『臺灣總督府條例』を制定し、軍政下の武斷的施政を確かなものとした。この「臺灣總督府條例」は、「臺灣全島鎮定ニ至ル迄臺灣總督ノ下ニ軍事官衛ヲ組織スル……」（第 1 条）と定めたもので、後の改定においても台湾における警察政治の要とされた。翌 1896 年に至ると、日本政府は法律第 64 号を以て『臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律』を制定した。⁽⁶⁾ この《六三法》と称される法律によって、台湾総督は管轄区域内における殆ど完全に立法権が与えられることになった。この《六三法》は、当時において、穂積八束教授から「臺灣ニ怪物アリ法律ニ非ス又命令ニ非ス律令ト稱シテ白昼公行ス」⁽⁷⁾と非難されたほど、台湾総督に対して極めて専制的な立法権限を与えるものであった。

《台湾民主国》による抗日戦は、圧倒的な日本の軍事力の下で一応終息したが、台湾人の抗日蜂起は、ゲリラ闘争となって島内随所で執拗に行われたため、総督は各地で逮捕した者を迅速に科刑する目的で、「臨時法院ヲ便宜ノ場所ニ設置シテ普通ノ裁判管轄ニ拘ハラス之ヲ審判セシムルコトヲ得」（第 1 条）を規定する緊急律令『台湾總督府臨時法院條例』（1896

年、明治 29 年、律令第 2 号) を制定し、⁽⁸⁾ 同時に「臺灣ニ於ケル犯罪ハ帝國刑法ニ依リ處斷の件」(1896 年、明治 29 年、律令第 4 号) をした。⁽⁹⁾ 以後、政治上の犯罪に関しては専らこの「臺灣總督府臨時法院條例」で審判されることとなった。こうして抗日闘争を鎮圧する治安法はしだいに整備されたが、なかでもその最たるものが『匪徒刑罰令』(1898 年、明治 31 年) である。以下に全文を掲げる。

台湾總督ハ茲ニ緊急ノ必要アリト認メ明治二十九年法律第六十三号
 第三条ニ依リ匪徒刑罰令ヲ發布ス。

明治三十一年十一月五日 台湾總督府 男爵 児玉源太郎

匪徒刑罰令

第一条 何等ノ目的ヲ問ハス暴行又ハ脅迫ヲ以テ其目的ヲ達スル為メ
 多衆結合スル匪徒ノ罪ト為シ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 首魁及教唆者ハ死刑ニ処ス
- 二 謀議ニ参与シ又ハ指揮ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス
- 三 附和隨從シ又ハ雜役ニ服シタル者ハ有期徒刑又ハ重懲役ニ処ス

第二条 前条第三号ニ記載シタル匪徒ノ所為アルトキハ死刑ニ処ス

- 一 官吏又ハ軍隊ニ抗敵シタルトキ
- 二 火ヲ放テ建造物汽車船舶橋梁ヲ燒燬シ若ハ毀壞シタルトキ
- 三 火ヲ放テ山林田野ノ竹林穀麥又ハ露積シタル柴草其他ノ物件ヲ燒燬シタルトキ
- 四 鉄道又ハ其標識燈台又ハ浮標ヲ毀壞シ汽車船舶往來ノ危険ヲ生セシメタルトキ
- 五 郵便電信及電話ノ用ニ供スル物件ヲ毀壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ其交通ノ妨害ヲ生セシメタルトキ
- 六 人ヲ殺傷シ又ハ強姦シタルトキ
- 七 人ヲ略取シ又ハ財物ヲ掠奪シタルトキ

第三条 前条ノ罪ハ未遂犯罪ノ時ニ於テ仍本刑ヲ科ス

第四条 兵器彈藥船舶金穀其他ノ物件ヲ資給シ若ハ會合ノ場所ヲ給与

シ又 ハ其他ノ 行為ヲ以テ匪徒ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無
期徒刑ニ処ス

第五條 匪徒ヲ蔵匿シ又ハ匪徒ノ罪ヲ免カレシメンコトヲ図リタル者
ハ有期徒刑又ハ重懲役ニ処ス

第六條 本令ノ罪ヲ犯シタル者官ニ自首シタルトキハ情状ニ依リ其刑
ヲ輕減シ又ハ全免ス

本刑ヲ免シタルトキハ五年以下ノ監視ニ付ス

第七條 本刑ニ於テ罰スヘキ所為ハ其本令施行前ニ係ルモノモ仍本令
ニ依テ之ヲ処断ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

「匪徒刑罰令」の特色は、つぎの四点であろう。すなわち、① 科罰される量刑の多くが死刑であること、② 犯行の個々の具体的な行為だけでなく、多くの場合、匪徒される犯行の前提に、「何等の目的を問わず」、大衆が結合している状態をもって、暴行脅迫の目的で結合したものと判断できる開かれた構成要件をもち、これを直接に処罰の対象にしていること、③ 未遂の場合においてもなお「本刑」を科すること、④ 近代刑法の原則である刑罰不遯及を否定し、「匪徒刑罰令」が施行される以前の抗日ゲリラ活動にも適用されること、である。この極めて厳格な匪徒鎮圧法は、「何らの目的を問わず、暴行又は脅迫をもってその目的を達するため多衆結合するものを匪徒とし、普通犯罪の例を以てせず厳罰に処する旨定めたもの」と注釈され、⁽¹¹⁾ 抗日武力闘争が収束した後も威嚇刑法としての力を発揮し、日本による台湾統治の終焉の日まで存続した。

このようにして台湾は、植民地初期の治安法によって地ならしされたが、本格的な植民地刑法が導入されたのは『臺灣刑事令』(1908年、明治41年、律令第9号)である。この導入に先立ち、後に朝鮮植民地において施行される治安法、たとえば『罰金及笞刑處分令』(1904年、明治37年、律令第1号)および1896年に律令「拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ犯

罪即決例」を強化した『犯罪即決例』(1904年、明治37年、律令第4号)が制定された。「犯罪即決例」では「警察署長及分署長又ハ其代理人タル官吏並憲兵隊長分隊長及下士」に即決の権限を与えた。さらに日本の「警察犯処罰令」を模倣し、刑罰の対象を著しく拡大した『臺灣違警例』(1908年、明治41年、府令第43号)、そしてこれまでの《匪徒》については、第4条に弁護人を選任することなく裁判できることを定めた『刑事訴訟手續ニ關スル律令』(1902年、明治35年、律令第4号)が制定され、⁽¹²⁾「檢察官ハ現行犯ニアラサル事件ト雖捜査ノ結果急速ノ処分ヲ要スルモノト思料シタルトキハ、公訴ヲ提起セサル前ニ限り勾引状を發スルコトヲ得」(第一条)を規定し、檢察官の権限を強化した『刑事訴訟特別手續』(1905年、明治38年、法律第10号)が制定された。

註

- (1) 《臺灣民主國》“The Formosan Republic”の成立とその実態については、許世楷著『日本統治下の台湾……抵抗と弾圧……』(1972年、東京大学出版会) 31頁以下に詳しい。
- (2) 臺灣省文獻委員會編『台湾省通志稿』(民国44年) 156頁。さらに臺灣省警務局編『臺灣總督府警察沿革』Ⅳ(復刻版、1986年、緑蔭書房)、領台以後の治安状況(下巻)、53頁以下。
- (3) 『現代史資料』21・台湾1(1971年、みすず書房) 解説、31頁。
- (4) 向山寛夫著『日本統治下における台湾民族運動史』(1989年、中央経済研究所) 82頁。
- (5) 明治31年に『民事・刑事ニ關スル律令』(律令第8号)が発せられ、これらの法律は廃止された。
- (6) 「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」をめぐる委任立法制度とその変遷について、外務省編『外地法制誌』3・台湾の委任立法制度(1991年、文生書院) 7頁以下、とくに53頁以下に詳しい。
- (7) 『穂積八束博士論文集』(1953年、有斐閣) 76頁。
- (8) 臺灣總督府編『民政事務成績提要』第二編(民国74年、明治29年) 303頁。
- (9) 臺灣總督府編『民政事務成績提要』第二編(民国74年、明治29年) 305頁。
- (10) 臺灣省警務局編『臺灣總督府警察沿革』Ⅳ、領台以後の治安状況(下巻) 前掲、263頁。
- (11) 外務省編『外地法制誌』5・日本統治下五〇年の台湾(1991年、文生書院)

78頁、石井爲吉編『臺灣司法制度沿革誌』(1971年、大正6年、臺灣總督府法務部)49頁～50頁。

(12) 1989年(明治31年)の『民事商事及刑事ニ関スル律令』(第8号)中、「刑事訴訟法」第237条において裁判長は職権を以て弁護士を選任すべきことが定められていたが、「刑事訴訟手続ニ關スル律令」第4条では「匪徒刑罰令違反事件ニ付テハ刑事訴訟法第237条ノ規定ヲ適用セサルコシヲ得」と規定し、弁護士を選任することなく判決できる道を開いた。

(2) 台湾總督府臨時法院判例にみる匪徒刑罰令の適用

さて「匪徒刑罰令」を先導し、この治安法の呼水となって台湾人の抗日闘争に著しく威力を発揮した法律に『臺灣總督府臨時法院條例』がある。この條例は「始政当初、匪賊所在に蜂起・横行し、官衛を襲撃し、良民を惨害し、軍隊・警察に反抗する等のことがあり、是等匪徒に関する犯罪処理の爲め、政治犯および匪徒刑罰令に掲げたる犯罪に關し、必要と認めるときは便宜の地に臨時法院を開設し、普通の裁判管轄に依らず、一審且終審の審判(判官三人の合議)せしめた」⁽¹⁾と注釈され、その運用は「実態において軍法會議の継承である」⁽²⁾と批判されるものである。以下にその全条項を示そう。

『臺灣總督府臨時法院條例』(明治二十九年七月十一日 律令第二号)

第一条 台湾總督ハ左ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時法院ヲ便宜ノ場所ニ設置シテ普通ノ裁判管轄ニ拘ハラス之ヲ審判セシムルコトヲ得

- 一、政府ヲ顛覆シ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊乱スルノ目的ヲ以テ罪ヲ犯シタル者アルトキ
- 二、施政ニ反抗シ暴動ヲ為スノ目的ヲ以テ罪ヲ犯シタル者アルトキ
- 三、政事ニ関シ枢要ノ官職ニ在ル者ニ危害ヲ加フルノ目的ヲ以テ罪ヲ犯シタル者アルトキ
- 四、外患ニ関スル罪ヲ犯シタル者アルトキ

第二条 臨時法院ニ於テハ五人ノ判官ヲ以テ審問裁判ス其判官ハ高等

法院又ハ覆審法院判官タル資格ヲ有スル者ニアラサレハ之ニ補スルコトヲ得ス

第三条 臨時法院ノ予審ハ覆審法院判官ヲシテ之ヲ為サシメ其結果ヲ報告セシム

第四条 臨時法院検査官ハ高等法院又ハ覆審法院検査官ヲ以テ之ヲ補ス但シ差支ノ場合ニ於テハ地方法院檢察官又ハ警部長ヲシテ便宜代理セシムルコトヲ得

第五条 臨時法院書記ハ高等法院又ハ覆審法院書記ヲ以テ之ニ補ス但シ差支ノ場合ニ於テハ地方法院書記ヲシテ便宜代理セシムルコトヲ得

第六条 臨時法院ノ裁判ハ第一審ニシテ終審トス但シ法律ニ於テ罰セサル所為ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ法律ニ定メタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルトキハ其法院又ハ高等法院檢察官ヨリ高等法院ニ上訴スルコトヲ得

第七条 訴訟手續ニシテ律令ニ規定セサルモノハ總テ通常ノ手續ニ從フ但シ再審ノ手續ハ高等法院ニ於テ之ヲ受理シ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ破却シ直ニ其事件ニ付キ判決ヲ為スヘシ

この臨時法院条例は、先に触れたとおり、台湾各地で勃発していた反植民地武力闘争を討伐する際、その抗日蜂起のあった地域に、便宜的に臨時の裁判所を設置し、逮捕された者を一審終審制で裁判を行い処罰したものである。日本の台湾領有に対する台湾人の武力抗日闘争は断続的にながく行われたが、匪徒刑罰令等を駆使し臨時法院条例の下で裁かれた代表的な事件は、つぎの通りである。

1. 北埔事件 蔡清琳ら 100 余人と高砂族による抗日蜂起。リーダーは逮捕の過程で殺害されたが、逮捕者 50 名のうち 41 名が不起訴処分となり、何麦賢など九名は臨時法院判決の下で死刑した。高砂族 24 名には罰金刑が科せられた。(1907 年、明治 40 年、10 月 14 日判

- 決)⁽³⁾
2. 林圯埔事件 林野調査事業下の竹材採取をめぐる収奪に対する抗日蜂起。逮捕者 14 名中、臨時法院の判決で、劉乾ら 8 名が死刑、無期懲役 1 名、3 名が懲役 15 年、無罪 1 名。(1912 年、大正元年、4 月 12 日判決)⁽⁴⁾
 3. 土庫事件 1911 年に大陸起きた辛亥革命の強い影響のもとで企図された黄朝、黄老鉗らによる抗日蜂起。蜂起寸前に参加者 24 人が逮捕された。全員が起訴されて裁判に付され、在監中に死亡した黄朝と不起訴処分者 8 名を除き、黄老鉗が死刑、無期懲役 2 名、残り 12 名が懲役 12 年から 9 年の判決を受けた。(台南地方法院、1912 年、大正元年、9 月 3 日判決)⁽⁵⁾
 4. 羅福星事件 辛亥革命の影響のもとで、孫文の指導する秘密結社《中国革命同盟会》に加入した経歴をもつ羅福星が、同盟会のリーダー黄興の支援を得て、植民地台湾における日本民族の経済収奪に対して起こした抗日蜂起である。同時期に、この地方で起きた抗日蜂起には、関帝廟事件、南投事件、大甲・大湖事件、東勢事件がある。⁽⁶⁾ これら一連の抗日蜂起は、関帝廟事件を除き、総てが辛亥革命の強い影響を受けたものであった。この大規模な検挙が行われた一連の蜂起事件は《苗栗革命》と呼ばれ、逮捕者は 921 名に及んだ。臨時法院の下で、被検挙者 921 名の処分は、逮捕のさい反抗して官憲に殺害された者 4 名、無罪釈放者 34 名、不起訴処分者 578 名である。起訴された者 305 名のうち、20 名に死刑、285 名が有期懲役に処せられた。(1913 年、大正 2 年、12 月 5 日判決)⁽⁷⁾

この羅福星事件において、法廷に示された彼の手記によれば、抗日蜂にはつぎのような思想的背景がみられる。羅福星は、植民地統治法に対して、「是れ日本の法律は民を愛し保護せんがため設けられたるものに非ずして、島民を滅さんが為め設けられたることなるを諸氏は忘る勿れ」と批判し、官憲が「是れ植民地の制度なり、法律なり（此殖民地之制度也、法律也）」と豪語する「日本政府の虐政」

を指摘している。⁽⁸⁾以下に、羅福星の主張を掲げよう。

「吾は日本の国法を犯すと雖も、我事業は之れ天の命ずる所なり。台湾総督府の官吏よ、我は今年失敗すと雖も明年の成功を期す、我台民の独立を承認せざれば必ず事を挙げん。……汝等忘るる勿れ、伊藤を刺せし安重根のある事とを。今我一死せんとするは只台民をして虎口より救出せんが為めのみ。」⁽⁹⁾「台湾の日本に亡されて茲に十有九年、而うして人民の害を蒙ること之を身体に譬へんか、今は我皮膚を剥ぐがれ居るに過ぎざるも、今より四、五年の後は骨肉を削られ、八年、十年の後に至れば、必ずや骨髓まで吸はれるならん。哀れ我台民は日本の我民族を亡し我が財産を奪ひ我生命も絶たんと欲するの意あることを知らざるなり。諸氏これを之を解せずして日本の苛政治に甘んじ居らんか、久しからずして家を失ひ財を奪はれ身を亡さざるに至らん」と。⁽¹⁰⁾

5. 六甲事件 革命思想の影響をうけた苗栗事件に刺激された羅嗅頭等が、羅福星刑死2ヶ月後に起こした抗日蜂起である。逃走者5名を含め23人が起訴され、1名の無罪を除いて、8名に死刑、4名に無期懲役10名に有期懲役の判決が下りている。(台南地方法院、1915年、大正4年、2月12日判決)⁽¹¹⁾
6. 西来庵事件 余清芳、江定および辛亥革命に刺激された羅俊による武力抗日事件で、多くの高砂族が加担し、約2,500名によって展開され、鎮圧されるまでに10ヶ月を要した大規模な抗日蜂起として知られる。逮捕者1,887名のうち、1,413名が起訴された。逮捕に反抗して殺害されたもの7名、無罪86名、その他1名、計94名を除いて、臨時法院によって、余清芳、羅俊など866名に死刑、残り453名は、何れも懲役で18名が15年、67名が12年、372名が9年の判決を受けた。但し、1915年(大正4年)勅令第205号の「恩赦」により、死刑囚866人中すでに死刑執行された者95人を除き、731人が減刑された。その後逃亡していた江定等も終に逮捕され、台南地方法院において、江定以下37名は死刑、残りの14名は何れも懲役

で12名が15年、2名が9年に処せられた。(台南地方法院、1916年、大正5年、7月2日判決)従って、この事件での刑死者は、132人であった。⁽¹²⁾

以上、六つの事件の刑死者を概算すると、178人である。これらはすべて、「匪徒刑罰令」、「台湾総督府臨時法院条例」、「刑事訴訟法」等、植民地治安法を駆使して、《匪徒》とされた台湾人を処刑したものである。

しかし、台湾総督府警務局によれば、1896年(明治29年)から1915年(大正4年)に至る「匪徒刑罰令違反者数」は、実に、死刑者4,238人、無期懲役者693人、10年以上の有期懲役者600人、5年以上の有期懲役者871人、5年未満の者71人、合計6,424人を数える。⁽¹³⁾すべて日本民族による植民地支配への抵抗運動の犠牲者であった。羅福星らの手記に明らかな通り、これらの抗日闘争は、辛亥革命はもとより《韓国義軍参謀中将安重根》⁽¹⁴⁾による義兵闘争などを意識した列強侵略者に対する台湾人の抵抗権の行使であり、後に、山地に住む台湾人の生存をかけた《霧社蜂起》(1930年、昭和5年)が発生するのである。⁽¹⁵⁾

註

- (1) 『中國方志叢・臺灣省施政四〇年の臺灣』全(1935年、民國74年、成文出版社)56頁。
- (2) 向山寛夫著『日本統治下における台湾民族運動史』(1987年、中央経済研究所)134頁。
- (3) 臺灣省文獻委員會編『臺灣省通志稿』第9卷、革命志抗日編、全1冊(民國43年12月)78頁以下。ここに掲げる六つの事件については、臺灣總督府法務部編纂「臺灣匪亂小史」(大正9年)として『現代史資料』21・台湾1(1971年、みすず書房)23頁以下に収められている。
- (4) 臺灣省文獻委員會編『台湾省通志稿』第9卷、革命志抗日編(前掲)82頁以下。
- (5) 臺灣省文獻委員會編『臺灣省通志稿』第9卷、革命志抗日編(前掲)85頁以下。
- (6) 向山寛夫著『日本統治下における台湾民族運動史』(前掲)403頁。
- (7) 台湾省文獻委員會編『台湾省通志稿』第9卷、革命志抗日編(前掲)87頁以下。ここでは《苗栗革命》とされ、『日據下之臺政』第2冊(民國66年、臺灣省文獻委員會印刊)454頁以下。なお羅福星事件の裁判記録については、その全容が中国語訳『羅福星抗日革命案件全檔』全1冊(民國54年、1954年、

臺灣省文獻委員會印) 取められている。さらに当時の「判決謄本」(日本語)がマイクロフィルムで台湾省文獻委員會(南投市中興新村)に保存されている。

- (8) 『羅福星抗日革命案件全檔』(前掲) 36 頁以下。
- (9) この箇所では、羅福星は韓国統監府初代統監伊藤博文を暗殺した安重根にふれ、自らの行為が台湾における抗日植民地闘争であることを明らかにしている。『現代史資料』21・台湾 1 (前掲) 42 頁。なお、安重根等の抗日義兵闘争に関しては、蔡根植著『武装独立運動密史』(1985 年、民族文化社)および趙芝薫著『韓国民族運動史』梶村秀樹監訳・加藤晴子訳(1975 年、高麗書房)が詳しい。
- (10) 『羅福星抗日革命案件全檔』(前掲) 40~41 頁。羅福星は冤罪が横行している実態を指摘して言う。

「憎むべきものは、地方の警察官である。彼らは保甲費、警察費、壮丁費等の名義で村民から金品を徴収し私腹を肥やしている。彼らの威光は狼や虎のようなもので、実に村中の国王といえよう。民から大いに彼らを優遇させ、贈賄の多い者は彼らと結託してすべての利権を受け、相談に与かつては平安を獲得するが、反対に彼らを歓待しなかった者は常に苦しめられ、実に富者は優遇せられ、貧者は虐待されるありさまである。富者は正月の季節になると、鶏鴨、肉酒、菜料等を贈ることができるが、貧者はこの礼をすることができない。衛生についていえば、富者の門には汚物を積み上げても、まったく黙許されるが、貧者の出入口に灰やゴミが放置されておれば、直ちに殴打汚辱の毒害を受けている。地方の名誉職である区長、保正、甲長にいたっては、公平な投票選方法によることなく、民意によらずに警察官が自分の意志に合った者を採用している。結局のところ、金銭をもって彼らに諂う者が勝利をおさめ、廉潔な人材で村を背負って立つ者は野に棄てられ顧みられない。金で一度ならず職を買い得た者は、路樹を植えつけ、道路の修繕、生蕃討伐の工夫その他の賦役に出る義務を免除されるなどされ、まことに不公平である。彼らは戸籍調査、アヘン視察などを口実にして民家にしばしばやってきては、何か彼の気に入った物を見ればこれを執拗に要求し、もしそれを贈らなかつた時は、後日、この者に害を加える。また彼らは下民の貧苦も察することなく、昼夜の別なく民家に来ては酒を強い鶏を求め、飲み廻って民を苦しめている。甚だしい場合には、我われの同胞の妻女に飽きなく侮辱姦淫を加えている。このような状況おかれ、虐げられていても、我われはこれを訴える術がない。このような警察官は、他国にその例がない。唯一日本の警察官だけがこのように権威を振りまわして財を貪り、民に対して怙恃蟲負の処置を行っている。それゆえ、300 余万の島民は、これに対して誰ひとり不平不服の心を抱かない者はいない。たとえ日本官庁に職をもっている庁参事、保正、区長、巡查補、通訳、庶務員、教員、隘勇、壮丁、甲丁等であっても、ただ財のために己を屈して、妻子の飢餓を救うために奉職しているにすぎない。

最可悪者、莫過於地方警察官也。彼等在保甲費、警察費、壯丁費等等名義之下、由民間徵収金錢以肥私囊。彼等之淫威、如狼似虎、實為村中王。人民如對之大加款待、贈賄多者、即得與彼結交、獲得一切便利、諸事可以相商、可以平安度日。否則、不款待警察者、常被虐待受苦楚。故富者蒙優遇、貧者受虐待。蓋富者凡過年節、均有鷄鴨、酒肉、菜蔬饋贈之故；貧者不能作此貢獻、所以常被虐待也。即如衛生一項、富者雖堆積污穢、仍被默許。貧者若見其灰塵、即被毆打侮辱。又如地方名譽職之區長、保正、甲長、不用公平投票選舉法、反乎民意之所歸、而以合於警官自己意思者採用之。結果以金錢諂媚警官者佔優勝。故廉潔人才、負有村望者、恆被棄於野而不顧。一旦以金錢買得以上之職權、凡植林、修路、討伐生蕃之小工、以及其他賦役、出外工役等之義務、悉被免除、洵不公平之事也。彼等警察藉口調查、或視察阿片、常至民家、見有何物合乎己意者、輒要求不已；若不贈送、則日後必加害於其身。且彼等不察下民之貧苦、不分晝夜、擅到民家、呼喚酒食、強令殺雞、飲於甲而食於乙、輾轉輪流、以苦其民。如此之警察官、向不見於他國、惟獨日本而已。如此逞威貪財、徇袒處置、三百餘萬之島民、無不抱不平不服之心者也。而部份寧願供職於日本官衛之某廳參事、保正、區長、巡查補、謠譯、庶務員、教員、隘勇、壯丁、甲長等者、只不過為財屈己、為救妻子之飢餓而已耳（39頁～40頁）

特務刑事の横行は、さらに見るに忍びず、また聞くに堪えられないありさまである。彼らは常に捜査探偵にことよせては民家にやってきて、愚民を威嚇詐取し、収賄のいかんによって罪の有無を問わず、拘束したり釈放したりしている。無辜の民で惨状冤情を訴えられない者は枚挙にいとまがない。一例をあげれば、刑事が一人の窃盗犯を捕らえ、拷問により不実の自白をさせて、命令してわく「庁、法院に於いて余に対してなしたる自白を翻すに於いては、汝再び出獄したる時、必ず汝を苦しめん、忘るる勿れ」と。もしこの時に、金のある者は助けられる。ああ、無辜の良民は何に依拠して冤情を訴えることができるのか。

特務刑事の横行、亦不忍卒観、且不忍聞。彼等藉口捜査問謀、時到民家威嚇、詐取愚民、視賄賂之多寡、不問罪之有無、或拘或放、無辜之民、無由申訴慘状冤情者、不勝枚挙。茲舉一例以證之、刑事捕得一竊犯、嚴加拷問、令其為不實之自白、苦打成招、即未作之行爲、亦供為己作；且命之曰：「汝在官廳及法院、對本人所作之自白、如果翻口供、汝出獄之後、必將虐待汝也。切記！說」此時有金錢行賄賂者、必得幫助脫罪。嗚呼！無辜之良民、將向何處訴其他冤罪？（41頁）

彼の「辞世の歌」（絶命詩）には「何者にも恐れず、我は日ごろ自由を愛す」（莫怕生平愛自由）と記されている。（同47頁）羅福星は、1914年（大正3年3月3日）、台北監獄刑死したが、その前日「余が既往の行為は総て是れ自由平等の権利を行ひしに過ぎず、随って己の行為を不可なりとは思わず」と言い

遣している。『現代史資料』21 (前掲) 34 頁。ここには正義に満ちた確信をもって抵抗権を行使する者の人権の訴え読みとることができよう。

- (11) 臺灣省文獻委員會編『臺灣省通志稿』第 9 卷、革命志抗日編 (前掲) 97 頁以下。
- (12) 臺灣省文獻委員會編『台湾省通志稿』第 9 卷、革命志抗日編 (前掲) 99 頁。『現代史資料』21・台湾 1 (前掲) 52 頁以下。この事件を《革命》事件として評価する『日據下之台政』(民國 66 年、臺灣省文獻委員會印刊) 第 2 冊 615 頁以下。なお余清芳事件の裁判記録については、その全容が中国語『余清芳抗日革命案件全檔』第 1 輯第 1 冊 (民國 63 年 6 月)～第 4 輯第 2 冊 (民國 65 年 6 月) 全 8 冊 (臺灣省文獻委員會印) に収め原本の所在については、註(7)参照。
- (13) 臺灣省警務局編『臺灣總督府警察沿革』Ⅳ (復刻版、1986 年、緑蔭書房)、領台以後の治安状況 (下巻) 前掲、264 頁～265 頁。
- (14) 上記の事件とは別に、1930 年代の台湾軍による史的蛮行事件、《霧社蜂起事件》については、載国輝編著『台湾霧社蜂起事件……研究と資料……』(1981 年、社会思想社)、さらに『台湾霧社事件軍事関係資料』晴山明哲編・解説 (15 年戦争極秘資料 25) (1992 年、不二出版) 等がある。

4. 結びにかえて……人道に対する犯罪

以上に、植民地台湾における『匪徒刑罰令』の性格を検討し、これらの法律が裁判を通じていかに解釈され適用されたかという実態を素描してきた。総じて言うことは、1895 年に強引に台湾を割譲させ、軍事力及び官憲力をもって台湾人に極めて多くの犠牲を強いた日本最初の植民地支配の経験は、朝鮮の地においては、第一次から第三次「日韓協約」に至る過程でより巧妙な植民地化法政策となり、法律を以てする侵略として具体化されたということである。《日清講和条約》から《日韓併合》(1910 年) に至る 15 年の歩みは、近代日本がそれまでに経験したことのない刑事司法制度を駆使した他国への侵略の歴史であったと言えよう。

とくに「臺灣ニ施行スル法令ニ關スル法律」(1896 年) が台湾に発布される以前、「台湾人民軍事犯処分令」や「台湾住民刑罰令」等を適用し、台湾人を極刑に処した残虐さは、直接日本政府がかかわって実施したものであるだけに、近代日本法の帝国主義的残忍さをよく表示しており、そのまま《台湾總督府》の法政策、すなわち「臺灣總督府臨時法院條例」、

「匪徒刑罰令」、「臺灣刑事令」等に継承されたものといえよう。

同様に、朝鮮においても「朝鮮ニ施行ヘキ法令ニ関スル件」(1910年)が公布される以前、「刑法大全」や「保安法」を適用し義兵等を裁いた峻厳さは、《朝鮮総督府》が立法した多くの植民地治安法へ引き継がれ、「朝鮮刑事令」、「警察犯処罰規則」、「政治ニ關スル犯罪處罰ノ件」等を制定させ、反植民地闘争への鎮圧をより強化させて、日本の侵略的意図をあらわにしたとすることができよう。

いま、植民地初期の治安法としての「匪徒刑罰令」と、同時期の朝鮮に施行された「保安法」(光武11年、1907年、法律第2号)を比較すると、つぎのような三つの特色がみられる。

1. 「匪徒刑罰令」は、清国から《割与》を受けた日本の領土内における異民族鎮圧のための治安法であったのに対し、朝鮮の「保安法」は、いまだ《植民地》されていない韓国を、《併合》という名の下に「統治権ヲ完全且永遠ニ《割与》を受けることを企図した治安法であった。
2. 「匪徒刑罰令」は、極刑を以て《土匪》とされた台湾人の抗日蜂起を直接に弾圧し、さらに「臨時法院條例」第1条に規定される「政府ヲ顛覆シ」、「朝憲ヲ紊乱」、「施政ニ反抗シ」、「政事ニ関シ」等の条項と併せて適用することにより、それを台湾人の政治的意図をもった蜂起として処罰し得たのに対して、朝鮮の「保安法」は抗日義兵を暴徒として罰するための治安法とはいえ、はじから「安寧秩序」の保持のために「集会・結社ノ解散」を促し、「政治ニ關スル不穩ノ言論動作」を抑える等、主に政治活動の禁止を目的とするもので、極刑を備えておらず、むしろ《絞首刑》を備えた「刑法大全」第195条「内乱罪」を後ろ盾に、治安を強化したとすることができよう。
3. 「匪徒刑罰令」は、植民地統治50年間にわたり、朝鮮の「保安法」も同じく37年間にわたって君臨した治安法である。この間、とくに「治安維持法ヲ朝鮮、台湾、樺太ニ施行スル件」(1925年、大正14年、勅令第175号)が公布された後は、これらは治安維持法と表裏一体となって民族独立運動を抑圧する不法な治安法としてその効力を肥大させ

た。そして「治安維持法中改正緊急勅令」（1927年、昭和3年、緊急勅令第129号）において、「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者」を罰することができる《目的遂行行為者に対する処罰規定》が設けられた後は、「匪徒刑罰令」、「保安法」の犯罪構成要件が容易に拡大解釈されることとなった。

さて、治安維持法に内包している植民地統治法的性格は、つぎに掲げられた大審院が扱った「治安維持法違反被告事件」（第一審、樺太地方法院）によって明らかである。

「治安維持法中改正法律」（1941年、昭和16年、法律第5号）第5条が、「第一条乃至第三条の目的を以て其の目的たる事項の実行に関し協議若しくは扇動を為し又は其の目的たる事項を宣伝し其の目的遂行の為にする行為を為したる者は一年以上十年以下の懲役に処す」と定めていたところ、被告人は他の被検挙者と共に、朝鮮を独立させる当面の運動としては、朝鮮民族の文化を向上させ、急速に同志団結を強化して、広範囲な民族運動を展開して、朝鮮大衆の民族意識を昂揚に努めるべき事などを、数回にわたり協議した事実が、この第5条に違反するとして裁かれたものである。判決はつぎのように判示している。

「抑々、大日本帝國は、萬世一系の天皇君臨し、統治権を総攬し給ふことを以て其の國体と為すものにして、改正治安維持法（昭和16年3月10日法律第54号）第一條ニ所謂國体ノ意義も亦同一に解すべきこと（昭和4年（㊦）第397号同年5月31日当院判決参照）寔に所論の如くなれども、同法條に所謂國体を變革することを目的とすとは、畏くも天皇が統治権を総攬し給ふ事實に變更を加へ奉ることを目的とする一切の場合を汎稱し、苟も其の統治権を総攬し給ふ事實に變更を加へ奉ることを目的とするものなる以上、毎に國体を変更することを目的とするものと為すに足り、其の全面的變更を企圖する場合なると、部分的變更を企圖する場合なると、事物に關する場合なると、將又領域に關する場合なると必しも問ふことを要せざるものとす。果して然らば一領域をして天皇統治権の支配下より離脱せしめ獨立國家を建設せんことを劃策するか如きは事固

より、全面的に天皇政治を否定せんとするものに非ずと雖、少くとも其の領域に於ける統治権を排斥し、其の範囲若は内容を截断滅殺せんとするものにして、右に所謂国体を変更することを目的とする場合に該当すと為すべきは勿論なりと言ふべし。従って、本件に於て、被告人が朝鮮をして天皇統治権の支配下より離脱せしめ、獨立国家を建設せんことを決意し、其の目的達成の爲運動方法を協議し、若は民族意識の培養昂揚に努力する等の行為を爲したること原判示の如くなる以上、是即前記法条に所謂国体を変革することの目的を以て其の目的たる事項の実行に關し協議を爲し、其の他右の目的遂行の爲にする行為を爲したるものに外ならざるが故に、其の行為は之を改正治安維持法第五條に問擬すべき犯罪と認むべきは當然にして、暴動を本件とする刑法第七七條規定の内亂罪として論ずべきものには非ず。従って原審が判示事実に対し、判示の如き擬律を爲すは相当と云ふべく、其の間所論の如き違法あるものと爲すを得ざるを以て論旨は理由なし。（其の他の上告論旨及判決理由は之を省略す）。（昭和18年(ワ)第651号、同9月1日第2刑事部判決、棄却。『大審院刑事判決集』第22卷（昭和18年）1943年、241頁以下。）

この判決文の行間には、日本が行ったの植民地統治の目的やその性格がどのようなものであったかが、如実に記されている。とくに台湾や朝鮮における総督府下の高等法院、覆審法院、地方法院等の判例とは異なり、日本における司法部最高の裁判所による判例であるだけに、当時における帝国主義的な司法部の被支配民族に対する判断内容が最もよく示されていると言えよう。

本稿において、台湾総督府臨時法院等の判例を繙くにつれ、我われは、《大日本帝国憲法》下における裁判官の天皇制法秩序に対する驚くべき遵奉性に愕然としないではおられない。これら判決には、天皇制下の植民地支配秩序の維持ないし治安維持法にいう「国体」護持を掲げ、《法的安定性》“Rechtssicherheit”の確保にのみ偏向し、人間の尊厳、民族の平等の実現、つまり《正義》“Gerechtigkeit”への配慮を忘れた裁判官、“法の番人”ならぬ“天皇制の番人”ないし“総督府の番人”の姿があるだ

けである。曾て、ナチスの法律に追従した裁判官が、すなわち、この法的安定性に則して偏向判決を下した裁判官が、戦後、「人道に対する犯罪」(die Verbrechen gegen die Menschlichkeit)を犯した廉により処罰されたことはよく知られている。⁽¹⁾

前掲の「治安維持法違反被告事件」等にみられる天皇の忠臣である裁判官と、ヒットラーを信奉した裁判官との間に、果たしてどれほど相違があるであろうか。両者に指摘されなければならない共通点は、“人間”や“民族”という法価値に対する配慮が全く欠如していることであり、このことは人類に固有な天赋自然の権利、すなわち、人間の尊厳や民族の平等という法的価値に対しておよそ盲目であったことを意味している。とくに植民地下台湾における北埔事件、林圯埔事件、土庫事件、羅福星事件、六甲事件、西来庵事件などでは、十分な通訳のない一方的な判決の言い渡しを、それも一審終審制で重刑に処したことに憤りをおぼえる。

人権の無視は、時代を超え、場所を問わず絶対的に不法である。戦前植民地統治法は、その制定に際して、意識的に日本人と台湾人、韓国人を差別して取り扱うことを意図した人権無視の不平等な法律であり、それ故に法としての本質をもたぬ「実定法の不法」「Gesetzliches Unrecht」にほかならず、悪法以外のなものでもない。⁽²⁾従って、台湾や朝鮮の地で発生した植民地支配に抵抗する一切の抗日闘争、民族独立運動等は、人類にとって普遍の人権運動以外のなものでもなく、被支配民族にとり極めて当然の抵抗権の行使であったと言えるであろう。

植民地統治における法律と裁判の営為は、紛れもなく被支配民族の存在に対する残虐行為であり、人間の尊厳に対する侮辱行為であったということができよう。「実定法の不法」に依拠して人権を否認する裁判は、まさに「人道に対する犯罪」にほかならない。「実定法を超える法」「Übergesetzliches Recht」の観念をもってすれば、「匪徒刑罰令」や朝鮮の「保安法」等植民地治安法による一切の処罰は、その被支配民族に対する日本植民地統治法と、その裁判による(司法過誤)以外のなものでもなく、

処罰された者はすべて《冤罪による犠牲者》であったといえよう。

註

- (1) ラートブルフ「人道に対する犯罪をめぐる論議について」(1946年)福 田 平・矢崎光圀訳、ラートブルフ著作集 2『法における人間』(1947年版、東京大学出版会) 131 頁以下参照。
- (2) G. Radbruch, Gesetzliches Unrecht und übergesetzliches Recht (1946), in: Rechtsphilosophie, 7 Aufl., 1963 S. 347ff. ラートブルフ「実定法の不法と実定法を超える法」小林直樹訳、著作集 4『実定法と自然法』(1974年版、東京大学出版会) 249 頁以下参照。

この翻訳及び「訳者あとがき」は、2003 年度研究促進奨励金の交付を得て執筆されたものである。〔研究課題番号 SGUG 0316801605〕